

令和8年度

国の施策・予算に関する
提案・要望

令和7年6月



国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

京都市政の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

京都市は、日本中・世界中の人々から、住みたい、働きたい、活躍したいと思われ、選ばれるまちづくりを進めております。京都の価値や強みに共感する多彩な人々が国内外からつどい、つながり、交ざり合うことで、新たな文化や産業を創出し、都市全体の魅力や活力を向上させてまいります。そして、生まれた都市の活力を市民生活の豊かさの向上につなげ、更なる好循環を創出してまいります。同時に、多様な主体と対話を重ね、社会総がかりで課題の解決に取り組む「新しい公共」を推進し、すべての方が個性を發揮しながらいきいきと活躍される「居場所」と「出番」のあるまちをつくり、「突き抜ける世界都市 京都」の実現を目指してまいります。

人口減少、特に若い世代の流出、高齢化が進む中での地域コミュニティの維持、観光課題対策など、課題は山積してはいますが、市民の皆様はもとより多様な主体の参画の下、対話を重ねながら、国、京都府、周辺自治体や政令指定都市等とも連携して全国モデルとなる取組に挑戦し、「地方創生 2.0」を京都から牽引してまいります。

また、大阪・関西万博も契機とし、文化庁との連携を一層深め、オール京都・オール関西で、文化と経済の好循環の創出に向けた取組などを進めるとともに、国や京都府と共に京都国際会館の拡張整備等に取り組み、社会課題の解決やウェルビーイングの向上につながる文化の力を、京都から日本へ、そして世界へ發揮してまいります。

京都市の令和7年度予算は、歳出抑制に軸足を置いた財政運営を転換し、突き抜ける世界都市の実現に向けた施策を充実する中でも、過去負債の計画的な返済を行いながら、収支均衡予算を継続しております。地方交付税の確保をはじめ、国の力強い御支援に厚く御礼申し上げます。

今後、社会福祉関連経費の増加、インフレによる金利や労務・資材単価の上昇などを踏まえ、緊張感を持った財政運営の下、市民の皆様のいのちと暮らしを守り、京都経済の下支え・成長支援に取り組むとともに、攻めの都市経営を展開し、行政資源の的確なマネジメントによる戦略的な投資を進めてまいります。

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組んでまいります。

引き続き、京都府、京都商工会議所をはじめとする経済団体、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく「双京構想」の実現に向けた取組を重ねてまいります。

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するため、京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。

京都市長 松井 孝治

【目次】

	提案・要望項目	ページ
1	地方交付税の必要額の確保	<4ページ>
2	更なるDXの推進による行政・公的サービスの高度化・効率化に向けた支援の拡充等	<8ページ>
3	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の十分かつ安定的な予算確保など、「地方創生2.0」における地域の主体的な取組の支援	<12ページ>
4	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	<14ページ>
5	文化芸術に対する一層の支援等	<20ページ>
6	中小企業の更なる成長や事業継続に向けた支援	<26ページ>
7	グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実	<28ページ>
8	「地方拠点強化税制」における「拡充型」の区域設定の見直しによる、本市全域への優遇対象拡大及び適用期限の延長	<30ページ>
9	対日直接投資促進に向けた外国法人等の口座開設に対する支援等	<32ページ>
10	都市再生緊急整備地域における官民連携による都市再生を加速するための支援	<34ページ>
11	教育環境の充実	<38ページ>
12	子ども・子育て支援の充実	<44ページ>
13	国民健康保険制度の抜本的な改革	<50ページ>
14	福祉施策の更なる充実と十分な財政支援	<54ページ>
15	自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決	<58ページ>
16	気候変動対策等の更なる推進に向けた取組の強化・支援の拡充	<60ページ>
17	持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等	<64ページ>
18	市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援	<70ページ>

提案・要望項目

ページ

19	防災・減災対策事業に係る地方債の延長	<74ページ>
20	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進	<76ページ>
21	将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	<77ページ>
22	上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援	<78ページ>
23	避難所等の安心安全な環境の確保に向けた総合的かつ恒久的な支援制度の創設、及び福祉的支援の強化	<82ページ>
24	密集市街地・細街路の対策に対する国の支援の充実	<84ページ>
25	地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承の推進に向けた税制の充実や見直し等	<86ページ>
26	京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討	<88ページ>
27	北陸新幹線延伸計画における「地下水への影響」、「建設発生土への対応」、「工事車両による交通渋滞」、「市財政への影響」の4つの懸念や、「文化・歴史的建造物等への影響」の課題について市民の体感的な理解・納得を得ること	<90ページ>
28	原油価格・物価高騰等を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実	<92ページ>
29	米の生産者の持続可能な経営に向けた対策の強化	<94ページ>

【提案・要望事項】**1 地方交付税の必要額の確保**

- 地方税収が増加する直近の状況において、住民ニーズに的確に応えるため、地方交付税を確保いただいていることに御礼申し上げます。
- 特に、臨時財政対策債については、平成13年度の制度設立以来、初めての発行額ゼロとしていただいたことに御礼申し上げますとともに、今後も継続して臨時財政対策債を発行しないよう財源の確保に取り組んでいただきたい。
- 他方、人口減少社会の中、必要な行政サービスを持続的に提供していくに当たっては、今後増大することが見込まれる行政・地域社会のデジタル化や福祉などの財政需要を適切に計上するとともに、未だ十分に措置されていない大都市の財政需要等に配慮した交付税算定が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 地方交付税について、大都市需要にも配慮しつつ、臨時財政対策債に頼ることなく必要額を確保すること。

(2) 現状・課題

- 行政サービスが規模に関係なく提供されている（参考①）にも関わらず、交付税の算定については、過去、小規模自治体に手厚い状況が続いていたが、昨今、その状況は一定改善されつつある。
- 他方、今後、行政・地域社会のデジタル化や福祉など、財政需要の更なる増加が懸念されるとともに、未だ大都市の財政需要が十分に反映されていない事例（参考②）もある。
- 京都市は、他市町村と同様、厳しい財政状況に変わりはない（参考③④）ことから、今後も増大する財政需要を地方財政計画に計上し、一般財源総額について十分な額を確保するとともに、大都市需要にも配慮した算定としつつ、必要な地方交付税を措置いただきたい。

<参考① 人口一人当たりの歳出一般財源（令和5年度）>

京都市	その他指定都市	その他市町村
348千円	340千円	325千円

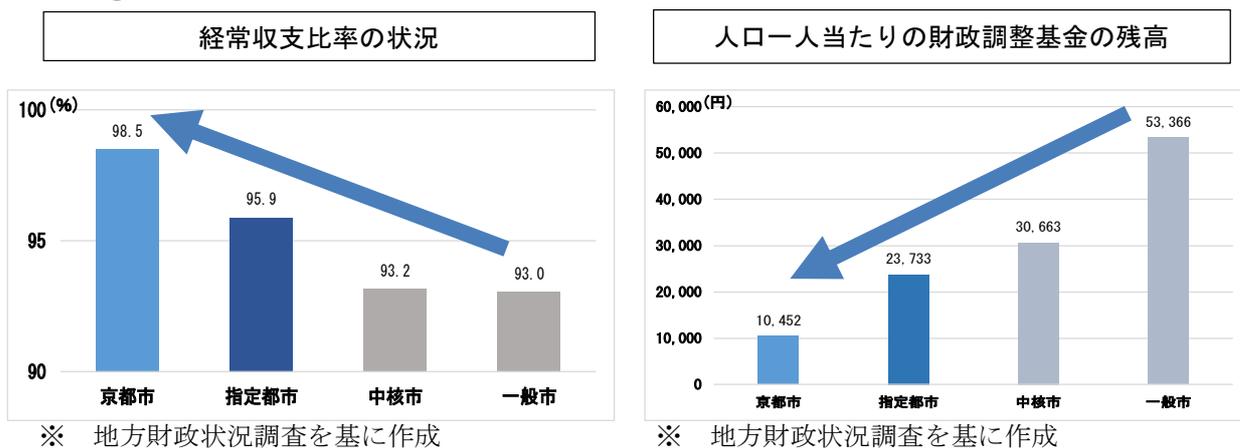
※ 地方財政状況調査による一般財源及び直近の国勢調査の人口を基に算定

<参考② 財政需要が十分に措置されていない事例>

項目	内容
事業所税	<p>事業所税については、税収規模が大きく、用途が包括的に規定されていること等を理由に、税収の75%が基準財政収入額に算入されており、事実上、課税団体の交付税が減額されている。</p> <p>これに対して、基準財政需要額の地域振興費では、課税団体への配分が明確に割増されているが、当該費目の割増のみでは、事業所税に係る基準財政収入額の7割弱の額しか措置されていない状況</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>基準財政需要額の割増額 事業所税に係る基準財政収入額 = 69.6% (他都市69.8%) ※R6決定額ベース</p> </div> <p>(本市の場合、地下鉄、街路整備、橋りょうなど大規模な都市インフラを抱えているが、上記の算定ルールによって、事実上、一般財源収入が約20億円減少(基準財政需要額の割増額-事業所税に係る基準財政収入額))</p>
社会福祉費 (障害者自立支援給付費等)	<p>国庫負担基準に伴う超過負担額等が十分に需要額に反映されていない。 (本市需要額) 109 億円 ⇔ (本市実経費) 185 億円 (76 億円のかい離)</p> <p>※ 超過負担の例 (障害者自立支援給付費)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(国庫負担基準額) 129 億円 ⇔ (本市経費) 188 億円 これらの差額 59 億円に国庫負担率 3/4 を乗じた 44 億円がかい離</p> </div> <p>※ いずれも令和5年度決算数値</p>
その他 (観光需要)	<p>清掃費で観光地のごみ処理に係る割り増しがあるものの、入湯税納税義務者数が算定指標であり、温泉地以外の財政需要が十分に反映されていない。</p> <p>持続可能な形での観光立国に向けては、面として地域の観光政策を推進することが必要であることから、速やかに観光客数等の観光実態を把握する統計の整備をしたうえで、必要な財政需要を的確に反映すること。</p>

※ 上記のほか、担い手不足への対応が迫られる中、喫緊の課題である行政運営の効率化を早急に進めていくためには、チャットツールやAI利用といった取組に対する財政支援も必要

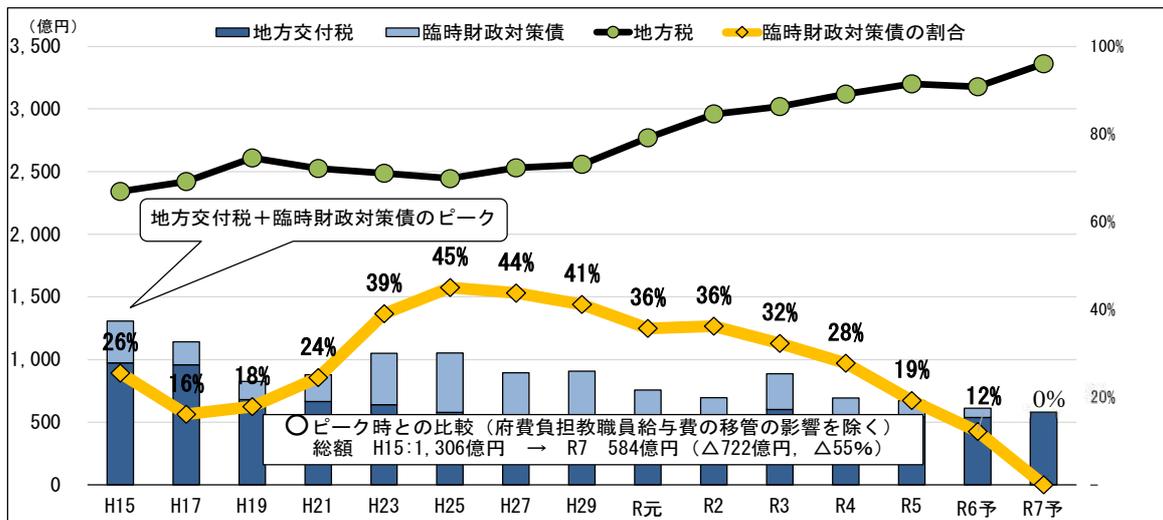
<参考③ 各都市の財政状況(令和5年度)>



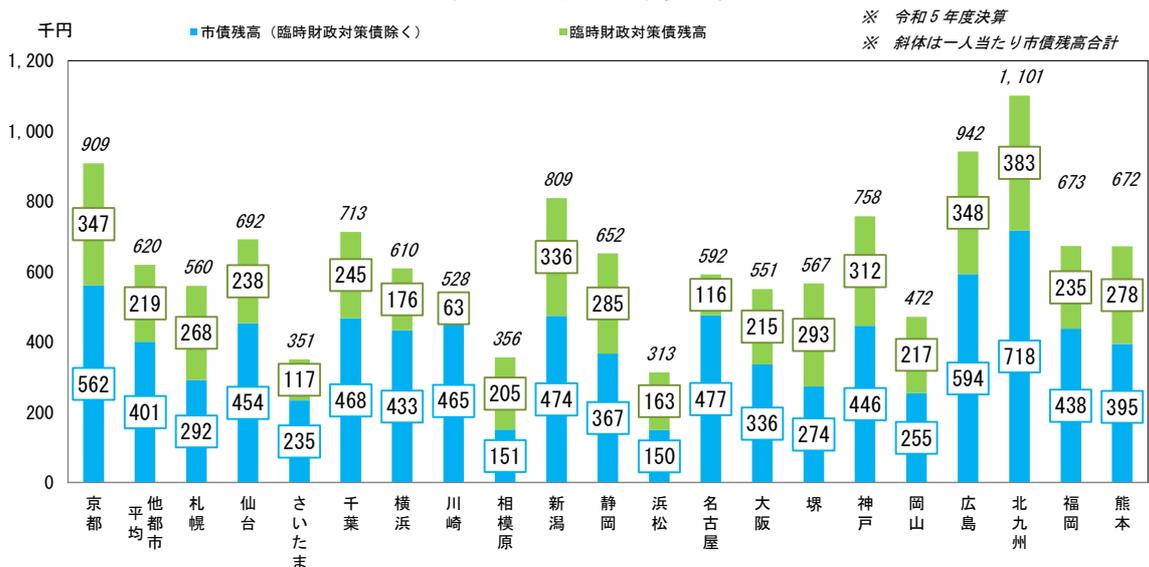
<参考④ 京都市の財政状況>

- 徹底した行財政改革と都市の成長戦略により、財政状況は一定改善したものの、令和3年度までに計画外に取り崩した公債償還基金累計は425億円に上るとともに、行政改革推進債等の特例的な市債を発行してきたこともあり、市民一人当たりの市債残高は指定都市の中でも高水準にある。
- 加えて、景気変動や金利上昇といった社会経済情勢の変化等のリスクへの懸念等、依然、油断できない状況にあることから、社会経済情勢等に応じた不断の点検を行うとともに、将来負担を適切にコントロールしながら、京都の価値を高める施策へ重点的に配分していく。

京都市の地方交付税・市税収入等の推移（交付税はピーク時から722億円・55%の減）



市民一人当たり市債残高



【提案・要望事項】

- 2 更なるDXの推進による行政・公的サービスの高度化・効率化に向けた支援の拡充等**
- 1 デジタル活用推進事業債の対象拡充
 - 2 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装タイプ）の制度拡充
 - 3 「自治体DX推進計画」に基づく地方財政措置の延長
 - 4 デジタル活用推進支援事業の継続及び対象拡充

- これまでのデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）に加え、令和7年度からは新たにデジタル活用推進事業債を創設するなど、DXの推進に向けて支援いただいていることに御礼申し上げます。
- 京都市では、行政手続のオンライン化（年間1,000万件の申請のうち、約半数がオンライン申請可）や市民にとって最も身近な行政機関である区役所支所のDXの推進等により、行政運営の効率化や市民の利便性向上を図ってきた。
- 今後、担い手不足が深刻化する中であっても、更なるDXの推進により行政・公的サービスを高度化・効率化し、市役所のアップデートを図っていくためには、持続的な人材・財源の確保が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

1 デジタル活用推進事業債の対象拡充

(1) 提案・要望

- デジタル活用推進事業債について、専ら内部の事務処理、また、行政運営の効率化を目的としたシステム改修経費等に対しても充当できるよう、対象を拡大いただきたい。

(2) 現状・課題

- デジタル活用推進事業債は、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・住民の利便性向上等に向けた取組等を推進するため、それらに資する情報システムの導入・改修経費等に対し地方債を充当できるものであり、交付税措置も手厚いもの（原則、市負担の45%）となっている。
- 一方、担い手不足への対応が迫られる中、行政運営の効率化は喫緊の課題であるが、専ら地方公共団体等の内部で利用されるようなシステム等の改修経費等に対しては、充当できない。
- ついては、直接・明確に住民サービスの質が向上するものだけでなく、行政運営を効率化するもの（※）についても、持続的な住民サービスの提供に不可欠なものであることから対象としていただきたい。

※ 例えば、行政の基幹となるシステム（財務会計システムや文書管理システムなど）においては、税の納入や補助金の支払といった事務を効率化するために必須であるが、それらの改修には多額の経費が必要。

2 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装タイプ）の制度拡充

(1) 提案・要望

- 「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装タイプ）」は、デジタル技術を活用した行政・公的サービスの高度化・効率化に資するものであり、制度を恒常的に継続するとともに、より活用の幅が広がるよう、交付対象となる経費の範囲や上限額等の制度拡充についても検討すること。

(2) 現状・課題

- 京都市においては、当該交付金（令和6年度までは前身のデジタル田園都市国家構想交付金）を、デジタル技術を実装する事業の立ち上げに積極的に活用し、地域の課題解決や魅力向上等に資する取組を推進してきた。デジタル技術の実装には多額の経費を要するものも多いため、当該交付金は本市のDX推進において非常に重要と認識している。

事業年度	採択事業数	採択額	事業名
R5	3	約1.4億円	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみインターネット受付システム及び持込ごみ事前予約システム等の導入 ・市民向け道路情報システムの公開事業 ・オンライン予約サービス、混雑状況配信及び字幕表示システムの導入
R6	3	約0.8億円	<ul style="list-style-type: none"> ・行政キオスク端末の設置及び区役所庁舎案内のデジタル化 ・児童福祉センター診療所における電子カルテシステムの導入 ・駐車場精算機におけるキャッシュレス機能の導入
R7	3	約1.6億円	<ul style="list-style-type: none"> ・自動音声応答システム及び受付発券システムの導入 ・市営保育所のICT化事業 ・まちづくり関連情報のデジタル化推進事業

※いずれも、デジタル庁所管の「TYPE 1」を活用。

- 一方で、
 - ・ 年度後半になって制度継続の有無や要件の変更が示されるため、当該交付金の活用を前提とした中長期的な視点での事業検討が難しいこと
 - ・ デジタル技術については、実装後も多額の運用経費が必要となるものが多い中、運用経費には充てられないこと
 - ・ TYPE 1に関しては、1事業当たりの交付上限額が1億円（事業費ベースで2億円）となっており、大規模事業での活用は限定的であること
 などが、検討においてネックとなることがある。
- このため、当該交付金について、恒常的な制度化を検討するとともに、より活用の幅が広がるよう、交付対象となる経費の範囲や上限額等の制度拡充についても検討いただきたい。

3 「自治体 DX 推進計画」に基づく地方財政措置の延長

(1) 提案・要望

- 「自治体 DX 推進計画」に基づく「DX 推進リーダーの育成に係る地方財政措置」は、令和 7 年度までの措置とされているが、継続して実施すること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、総務省の「人材育成基本方針策定指針（令和 5 年 12 月改定）」に「デジタル人材の育成」が盛り込まれたことも踏まえ、「京都市 DX 人材育成プログラム」を策定（令和 7 年 3 月）の上、新たに令和 7 年度から 5 年間かけて、「DX 推進リーダー」をはじめとする組織的・体系的 DX 人材の育成に取り組む予定である。
- 「DX 推進リーダー」及びその前段階の「DX 推進サブリーダー」の育成に当たって、「DX 推進リーダーの育成に係る地方財政措置」を活用した研修を実施予定であり、令和 8 年度以降も引き続き当該措置を継続いただきたい。
(令和 7 年度から 11 年度までの間に DX 推進リーダーを年 5～10 名、DX 推進サブリーダーを年 50～100 名育成する予定)

4 デジタル活用推進支援事業の継続及び対象拡充

(1) 提案・要望

- デジタルデバインド対策に関するデジタル活用推進支援事業は、令和 7 年度までの実施とされているが、継続して実施すること。

(2) 現状・課題

- デジタル活用推進支援事業は全国展開型、地域連携型、講師派遣型の 3 類型が提供されている。京都市では、通信キャリアがショップで実施することで数多くの開催回数を可能とする全国展開型の参加人数が非常に多く（※）、デジタルデバインド対策に大きく貢献している。
※ 令和 6 年度の全国展開型において、約 6,300 人が受講
- 全国展開型は、受講者の理解度や満足度も高く、令和 8 年度以降も引き続き、継続していただきたい。
- 令和 6 年度から京都市は地域連携型の対象外となったが、公民館等の公共的な場所で支援を実施でき、より幅広い方を支援できる非常に有益な事業であるため、対象地域を特定市町村に限定するのではなく、全市町村を対象としていただきたい。

【提案・要望事項】

③ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の十分かつ安定的な予算確保など、「地方創生2.0」における地域の主体的な取組の支援

- これまでの地方創生の交付金（地方創生推進交付金（H28-R4）、デジタル田園都市国家構想交付金（R4-R6））に引き続き、新たに創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」においても、歴史と文化が息づく京都市ならではの未来に向けた取組の重要性を認めていただき、支援いただいていることに御礼申し上げます。
- 今般、市民や有識者との対話も踏まえ、すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けた「新京都戦略」を策定したところであり、これに基づき、京都のポテンシャルを最大限に活かし、都市全体の魅力と活力を向上させ、新たな京都を切り拓いていくこととしている。
- しかし、今後、全国的な人口減少の進行が想定される中で、京都市においても様々な分野での担い手不足が表面化しているとともに、都市の活性化に向けた新たな産業・雇用の創出の必要性が明らかになっており、市民生活を守り、世界から愛される京都の文化や産業を引き続き育てていくためには、国による地方創生の取組の継続・充実が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 「地方創生2.0」の推進に当たっては、単年度限りの交付金の増額ではなく、引き続き、十分かつ安定的に予算を確保し、地域を支える産業の振興やイノベーション創出、産学官連携による（京都を含む）地域における大学の振興及び若者の雇用創出、地方への定住・移住の推進をはじめ、人口減少社会の克服、東京一極集中の是正に向けた各地域の主体的な取組を強力に支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都市においては、大学卒業後の若者や働き盛りの世代を中心に人口流出が続いており（参考①）、全国と同様に加速する少子化（参考②）への対策と併せ、人口減少対策として、国内外から人々を惹きつけ、京都に住み、働く価値を感じられるまちづくりを全庁的に進めている。
- 特に、京都市の強みでもある、文化や観光、産業を他分野と混ざり合わせること、大学・学生の可能性を都市の活力に繋げていくことなどにより更に発展させていく考えのもと、同交付金も活用し、令和7年度以降、以下の取組を実施予定である。

① 文化を基軸とした豊かさの向上

- 伝統文化・音楽・現代アートなど多様な文化に、誰もが触れる機会の創出
- 文化の創造・継承環境の整備など、文化の担い手や支え手の育成・支援
- 文化遺産の保存と活用の好循環 など

② 市民生活と観光の調和

- 観光課題対策の強化、市民の理解と共感の輪の拡大

- 府市連携による周遊観光、暮らしの文化等の京都の魅力を活かした付加価値の向上
 - 多彩な人の交ざり合い、京都の文化の継承・発展につながる観光振興 など
 - ③ 産業・経済の創造拠点としての京都の強みの磨き上げ
 - オフィス空間・産業用地の創出と企業立地支援を両輪に企業立地を促進
 - 府市連携による広域での半導体関連産業の振興など、国の産業政策の潮流を踏まえた産業振興・企業立地の促進
 - スタートアップの経営人材の確保等への支援 など
 - ④ 若い世代に選ばれる子育て・教育環境
 - 子育て、教育、住まい、働く場等の環境整備による、定住・移住促進
 - 市立・府立高校の連携、高大連携による探究型教育、STEAM 教育など多様な学びの推進、留学生や国内外の研究者に選ばれる環境の整備 など
- こうした地域独自の課題に取り組む財源は必ずしも十分でなく、新しい地方経済・生活環境創生交付金により、引き続き、持続的・安定的な財源保障がなされることが必要であり、何卒ご配慮いただきたい。

<参考① 京都市の年代別の社会動態（令和6年中・日本人住民）>

（単位：人）

年代	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44
社会増減数	△770	△221	+18	+2,335	+284	△1,837	△1,086	△583	△131
年代	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-
社会増減数	+16	+95	+61	△10	△13	△5	△19	△21	△11

<参考② 近年の自然動態>

（単位：人）

年	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
出生数	11,300	11,323	10,677	10,262	9,900	9,548	9,090	8,591	8,109	7,346
死亡数	14,198	14,130	14,582	14,959	15,036	15,229	15,835	17,054	17,274	17,490
増減	△2,898	△2,807	△3,905	△4,697	△5,136	△5,681	△6,745	△8,463	△9,165	△10,144

<参考③ これまでの地方創生推進交付金（※）の採択状況（申請額・採択額等の推移）>

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
申請額	3億2,553万円	2億6,739万円	3億4,180万円	3億8,075万円	4億745万円
採択額	2億182万円	2億964万円	2億3,052万円	3億8,075万円	4億745万円
決算額 (交付額)	2億182万円	2億301万円	2億2,500万円	3億4,257万円	3億3,531万円
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
申請額	3億4,730万円	3億2,485万円	4億2,120万円	3億5,060万円	4億8,833万円
採択額	3億4,730万円	3億2,485万円	3億2,712万円	3億2,385万円	4億1,568万円
決算額 (交付額)	3億781万円	2億8,690万円	3億1,915万円	3億2,177万円	—

※ ただし、令和4年～6年度は「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」、令和7年度は「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」

【提案・要望事項】

4 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実

1 市バス・地下鉄の観光課題対策への支援

- ① 市民優先価格（市バス等）の実現に向けた支援
- ② 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実
- ③ デジタル活用推進事業債の対象拡充

2 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実

3 国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用

4 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援

5 観光・交通の担い手確保に向けた支援

- ① 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援
- ② バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

6 MICEの誘致に向けた支援

- 国においては、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、住民を含めた地域の関係者による協議の場の設置、協議に基づく計画策定や取組を包括的に支援する「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」において、京都市の計画を採択していただいたことに御礼申し上げる。
- 京都市では、さらなる観光客の増加を見据え、ソフト・ハード両面での対策を進めてきたところであるが、持続可能な観光の実現に向けては、地域の実情を踏まえた国からの支援が必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

1-① 市民優先価格（市バス等）の実現に向けた支援

(1) 提案・要望

- 市民が観光都市であることの恩恵を直接目に見える形で受けることで、観光客と共存する機運の醸成に繋げ市民生活と観光の調和を目指す、市バス等の「市民優先価格」の令和9年度中の実現に向けた支援をお願いしたい。

(2) 現状・課題

- 京都市では、観光利用の回復に伴い、市バスの一部の路線・時間帯で著しい混雑が生じ、市民生活に御負担・御迷惑をおかけしている。
- 引き続き、市バスの混雑対策等の取組を着実に実施するとともに、市民に、観光が市民生活の豊かさに繋がることを実感していただくことで、観光客と共存する機運の醸成に繋げ、市民と観光客双方の満足度を向上させ、観光都市としての魅力を高めるため、市バス等の「市民優先価格」の令和9年度中の実現に向け、全力で取り組んでいるところである。
- 市民優先価格は、全国初のパイロットプロジェクトであり、京都市のみならず、オーバーツーリズム対策として全国展開できることも想定されることから、課題の解消に向け、引き続き、緊密な連携、積極的な支援をお願いしたい。

1-② 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実

(1) 提案・要望

- 観光課題対策として実施する、観光特急バスの利用促進や移動経路の分散化に係るPR強化及び市バス車両・バス停の改修など、混雑対策や受入環境整備に資する事業への支援を充実すること。その際、事業期間が複数年度にわたる事業も補助対象となるよう、補助制度の見直しを図ること。

(2) 現状・課題

- 円安を背景とした外国人旅行者等の観光需要の本格化もあり、市バスの一部路線・時間帯において混雑が生じることにより、バス車内の混雑やバス停でお待ちのお客様がご乗車いただけない等の課題が生じている。運転士不足等により輸送力増強が図れない中、観光特急バスの利用促進や地下鉄をはじめとする鉄道を活かした移動経路の分散化などのPR強化、市バス車両・バス停の改修による受入環境整備を推進し、混雑緩和に努める必要があるが、国の補助制度が十分ではないことから、更なる財政支援が必要である。

1-③ デジタル活用推進事業債の対象拡充

(1) 提案・要望

- デジタル活用推進事業債について、市バス事業そのものが地域住民への直接的なサービス提供であることから、市バス運行に用いる勤怠管理システム等、バックヤードの巨大システムの再構築についても対象とすること。

(2) 現状・課題

- 限られた輸送力を御利用状況に応じて適切に配分し、効率的なバス路線・ダイヤを編成するとともに、お客様がタイムリーな運行情報を入手することにより、様々な行動を選択できる仕組みを構築することで、満足度の高い市バスを実現する必要がある。
- そのためには、市バス運行情報に係る莫大な情報を電算処理（収集、加工、分析、発信等）し、貴重な資産として活用するためのデジタル技術の更なる活用が不可欠である。

2 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実

(1) 提案・要望

- 今年度も「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」補助金を実施していただいているところであるが、令和8年度以降も京都市をはじめとする主要観光都市との緊密な連携の下、国としても外国人観光客のマナー違反行為が未然に防止されるよう、入国前、入国時及び国内滞在中の各段階における観光マナーの啓発や、法令等に違反する行為に対する罰則等の周知徹底に取り組むとともに、更なる支援の拡充及び柔軟な制度運用に取り組むこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、観光課題対策について、一部観光地の集中緩和や道路、市バスの混雑対策、手ぶら観光の推進、観光マナー啓発等をはじめとする観光課題対策に取り組んでいるが、いずれも単年度で対応できるものではなく、継続的に施策を実施していく必要がある。また、インバウンドが更に増加すれば、観光課題が今後より一層深刻化する可能性があるため、取組を強化・充実していく必要がある。
- また、京都市では、外国人観光客のビッグデータを活用し、精度の高い混雑予測を提供する「京都観光快適度マップ」の掲載情報の充実や、国や事業者等との連携の下でのデジタルサイネージを活用したマナー啓発、手ぶら観光促進に関するネットでの発信強化などを実施しているが、今後、京都府等とも更なる連携を進め、観光課題対策に取り組んでいく。
- なお、外国人観光客のマナー違反行為は、本市だけではなく、外国人観光客の来訪の多い他都市においても課題となっており、現在積極的に外国人観光客の誘客誘致を行っている都市においても、将来的に課題となる可能性がある。国においても、外国人観光客に対して、日本のマナー・文化・風習への理解を促すとともに、マナー違反行為が未然に防止されるよう、入国前、入国時及び国内滞在中の各段階における観光マナーの啓発や、法令等に違反する行為に対する罰則等の周知徹底に取り組んでいただきたい。

3 国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用

(1) 提案・要望

- 観光立国実現に向けて創設された国際観光旅客税の増収を図り、顕在化する観光課題への対策の強化・拡充に活用するとともに、文化政策への活用拡大により文化予算を抜本的に拡充すること。

(2) 現状・課題

- 平成31年1月に創設された国際観光旅客税の用途は法により規定され、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域固有の文化・自然等を活用した新たな観光コンテンツの拡充などに活用されている。
- コロナ禍後、観光需要が急速に回復し、多くの観光地が賑わいを取り戻している一方で、観光客が集中する一部の地域や時間帯においては、過度の混雑やマナー違反によって地域住民の生活への影響や旅行者の満足度低下への懸念も生じている。国においても、京都市を含む地方自治体と連携し、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に基づく取組を進められているところである。
- 観光誘客の推進はもとより、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立し、持続可能な観光地域づくりを実現するためにも、国際観光旅客税の増収を図り、公共交通の輸送力増強や移動経路の分散などによる路線バスの混雑対策など、喫緊の課題である観光課題対策の強化・拡充に活用していただきたい。
- さらに、諸外国と比べて少ない我が国の文化予算の抜本的な拡充に向け、国際観光旅客税の活用を図られたい。

4 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援

(1) 提案・要望

- 安心・安全の確保、快適性の確保の観点から、混雑が生じている京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対して支援すること。また、京都駅一極集中緩和のため、代替となる主要な交通結節点の機能強化に対して支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都駅は、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生しており、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。そこで、西日本旅客鉄道株式会社と京都市とが連携し、現在の南北自由通路の西側に新たな橋上駅舎・自由通路の整備を進め、交通結節機能の強化等を確実に実現したい。そのため、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、今後も国からの十分な財政措置が必要である。
- 人流の更なる分散化を進めて、京都駅一極集中の緩和を図るためには、京都市域の充実した鉄道ネットワークを最大限活用し、京都市内の JR 駅や地下鉄に加え、私鉄も含めて取組を拡大していく必要がある。こうした取組の一環として、京都駅の代替となりうる主要な交通結節点とその機能強化（ターミナル機能の強化等）を具体化していく際には、鉄道事業者等への積極的な支援が必要である。

5-① 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援

(1) 提案・要望

- 観光事業者の担い手不足の解消に向けて、観光事業の担い手のイメージ向上に係る取組への支援や、担い手の確保及び業界への定着に向けた育成及び安定した雇用環境づくりへの支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 全国的に正社員、非正社員共に、人手不足を感じる事業者の割合は高止まり傾向が続き、とりわけ「旅館・ホテル」、「飲食店」は高水準が続いている。
- 京都市においては、令和5年度補正事業、令和6年度事業、令和7年度事業で担い手確保に向けた取組を行っているところではあるが、業界団体からは依然として厳しい状況にあると聞いており、引き続き支援が必要な状況と認識している。
- なお、京都市観光協会が実施した「観光業界における人手不足についての調査」（令和5年8月公表）の結果（以下）によると、回答した152事業者の7割以上が担い手不足を感じており、特に「接客」職の担い手不足が顕著であった。

<「観光業界における人手不足についての調査」の結果>

- ・従業員数がコロナ禍前（2019年）比で減ったと回答した事業者の割合：65.1%
- ・人手不足を「とても感じる」又は「感じる」と回答した事業者の割合：71.3%
- ・不足している上位3職種：接客…46.0%、営業・渉外…34.0%、調理…22.7%

- 観光庁の令和7年度当初予算において、「観光地・観光産業における人材不足対策」について確保されているところであり、令和8年度以降も引き続き確実な実施をお願いしたい。

5-② バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

(1) 提案・要望

- 深刻な担い手（運転士、整備士等）不足にあるバス事業者の担い手を確保するため、採用者数増加に向けた採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減や採用者数増加に向けた処遇改善、労働環境改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年4月からの運転士の労働環境改善を目的とした制度改正の影響等もあり、担い手不足は深刻化する一方である。京都市内でも、運転士不足を理由としたバス路線の廃止や減便等が相次いでおり、市バス事業においては令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出し、令和7年3月のダイヤ改正では、御利用状況に応じた減便等も含めた路線・ダイヤの見直しを実施したところである。持続可能な公共交通の維持・確保のためには、事業者による取組と、それに対する国と地方による財政支援が不可欠である。
- 全国の大型二種免許保有者は令和5年に約78万人いるが、毎年、約2万人ずつ免許保有者が減少し、免許保有者のうち過半数（59.8%）の人が60歳以上という状況である。現在の路線を維持する前提であれば、令和6年には約2.1万人、令和12年には約3.6万人の運転士が不足すると見込まれている。令和6年のバス運転士の年間所得額は461万円で、全産業平均527万円より約1割低い状況にあり、こうした実情も、運転士不足に拍車をかけているものと考えられる。
- 京都府内においても、バス事業者の担い手不足は深刻化しており、この間、京都府内の大型二種免許交付件数は約4割減少（令和元年：275人→令和5年：174人）している。

6 MICEの誘致に向けた支援

(1) 提案・要望

- 日本の競争力の維持・向上のため、MICEの積極的な誘致に向けた対策を行うとともに、国が選定した「グローバルMICE都市」が独自に行う取組に対して支援を行うこと。また、国立京都国際会館の設立趣旨に鑑み、同会館における国際連合や政府等が主催する主要な国際会議の開催に向けた取組を強化すること。

(2) 現状・課題

- 国においては、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」の中で、「我が国がMICE開催地として注目が高まるよう、政府としても各種国際会議を積極的に再開・開催する。あわせて、政府として、様々な分野でMICE誘致・開催への働きかけや支援を行う」こととされている。他方、近年は、「グローバルMICE都市」を対象としたMICE誘致・支援ではなく、地方都市を含めた全国でのMICE誘致・支援に力点を置いていると認識している。

- 2023年の国際会議統計（ICCA（国際会議協会））において、日本における会議開催件数は世界7位（363件）であり、1位の米国（690件）の半分程度。都市別で見ると、1位はパリ（156件）、2位はシンガポール（152件）、3位はリスボン（151件）、国内では東京が13位（91件）、京都が52位（41件）であり、2019年比では海外他都市と比較して回復が遅れている状況。こうした中、海外他都市では国際会議施設の新規建設が相次いでおり、今後、誘致競争がこれまで以上に激化する見込みであることから、国からの更なる支援が必要である。
- 国立京都国際会館については、当時の内閣総理大臣が「今後わが国における主要な国際的な催しについては東京と並んで京都を中心とするようにしたい」と発言され、京都での主要な国際会議の開催を念頭において設立された経過がある。

【提案・要望事項】市・府共同提案

5 文化芸術に対する一層の支援等

- 1 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け
- 2 我が国の文化芸術やマンガ・アニメをはじめとするコンテンツ産業を支えるクリエイター志望者に対する支援
- 3 オール京都による新たな夜の魅力や価値の創出・発信を一層推進するための支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援
- 4 文化財の修理や耐震対策に係る国補助対象の拡充等
- 5 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進
- 6 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

○ 文化の力で日本を元気にするために、オール京都、オール関西で、文化庁との連携の下、食文化をはじめとする生活文化の振興や、文化と観光を結び付けた政策の推進、文化芸術と経済の好循環の創出などの取組を進めている。

京都市としては、文化庁移転を契機に、文化を基軸とした都市経営を更に深化させ、名実ともに文化首都としての役割を果たすことにより、日本の文化行政を強化し、地方創生につなげるとともに、世界への発信力を高めることに最大限貢献してまいりたい。

1 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け

(1) 提案・要望

- 京都国際マンガミュージアムを、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に掲げる機能のうち、メディア芸術コンテンツの資料の活用や人材育成などの役割を担う重要拠点として位置付けること。

(2) 現状・課題

- 京都国際マンガミュージアムは、平成 18 年の開設以降、マンガ資料の「収集・保存」に加えて、マンガ資料を「活用」した展示・催事や調査研究に取り組んできた。
- また、京都市は、平成 24 年から「マンガ・アニメを活用した新たなビジネスの創出支援」、「クリエイターの育成支援・雇用機会の創出」、「若者・外国人をはじめとした新たな観光客の掘り起こし」、「コンテンツ都市・京都のブランド向上」を目的に「京都国際マンガ・アニメフェア」を開催。今年で 14 回目を迎え、関西圏のみならず、首都圏、東海地方などの日本全国、更には海外から、総勢 3 万 6 千人（令和 6 年度実績）が来場する、西日本最大規模のマンガ、アニメ、ゲームの総合イベントに成長している。

- さらには、CGアニメ、コミックのコンテストやマンガ出張編集部、アニメ制作のワークショップ、市内コンテンツ企業の合同就職説明会など、「人材育成」「就業支援」に資する取組も実施している。
- メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想では、マンガ、アニメ、特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の収集・保存・デジタル化、調査研究、人材育成・教育、国内外への情報発信、展示・利活用、普及交流の機能を有する拠点の整備に向けて取り組むこととされており、京都におけるこれまでの取組実績を踏まえ、京都国際マンガミュージアムをメディア芸術コンテンツの資料の「活用」や「人材育成」などの役割を担う重要拠点に位置付けることは、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想の効率的・効果的な推進に貢献できるものとする。

2 我が国の文化芸術やマンガ・アニメをはじめとするコンテンツ産業を支えるクリエイター志望者に対する支援

(1) 提案・要望

- 私立の高等教育機関（以下、「大学等」という。）において文化芸術系の学部・学科で学ぶ学生を対象に、私立の大学等の文系学部との授業料差額相当を支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都市内には、マンガ・アニメをはじめとするコンテンツ関連を含め、文化芸術系の学部・学科を設ける大学等が集積しているが、これらの大学等の学費は、私立の理工農系学部と同様に、文系学部よりも高額で、将来のクリエイターを目指す学生にとって負担となっている。
- 国の奨学金制度（高等教育の修学支援新制度）では、私立の大学等の理工農系学部の学生は、世帯収入に応じて文系学部との授業料の差額が支援されるが、同様に学費が高額な文化芸術系の学部の学生は支援の対象となっていない。

【参 考】

京都市内大学の学費

	学校・学部・学科	学費（1年間）
文化芸術 関連	A 大学マンガ・アニメ関連学部・学科	1,579,000 円
	B 大学マンガ・アニメ関連学部・学科	1,670,000 円
	C 大学芸術学部	1,550,000 円
文 系	D 大学法学部（2年生以上）	1,148,000 円
	E 大学法学部	1,087,000 円
理 系	D 大学理工学部（2年生以上）	1,741,000 円
	E 大学理工学部	1,721,400 円

（注）上記金額には、入学金や諸費は含まれない。

3 オール京都による新たな夜の魅力や価値の創出・発信を一層推進するための支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援

(1) 提案・要望

- 京都ならではの新たな夜の魅力や価値の創出・発信（ナイトカルチャー）を一層推進するための支援、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 国内外から多くの観光客が京都を訪れている中、文化観光施策の一層の推進を図り、京都の魅力を更に高める必要がある。
京都市では、文化・芸術をはじめとした、京都の多彩な魅力を活かした夜観光等のコンテンツ造成に取り組むとともに、京都府と連携して夜観光等のコンテンツのプロモーションを強化している。
日本各地には、それぞれ地域の特性に応じた夜の魅力があり、京都における取組が、地方創生の更なる推進につながる可能性があることから、取組の円滑な推進に対する支援を求めたい。
- 加えて、京都市では、全国を対象として、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援する「伝統芸能文化復元・活性化共同プログラム」を（公財）京都市芸術文化協会と共同で実施している。文化庁においては、令和6年度から実施している「文化財保存等のための伝統技術継承等事業」と本プログラムの共同実施や京都市と連携した情報発信など、日本全国の伝統芸能文化の更なる活性化に向けて各種支援に取り組まれない。

4 文化財の修理や耐震対策に係る国補助対象の拡充等

(1) 提案・要望

- 文化財の保存修理・整備や防災施設整備、維持管理、耐震対策等に要する費用負担について、現在は国宝・重要文化財のみが国の補助対象であるが、国民の共有財産である地域の文化財を確実に次世代へ継承するため、それ以外の文化財（都道府県・市町村指定文化財等）の整備・対策も補助対象になるよう、対象を拡充すること。

(2) 文化財の保存・活用に係る取組の一層の推進

- 京都市の指定・登録文化財数は、537件（政令市第1位、令和6年度当初）となっている。また、市指定により価値が明らかになったことで、国指定となるケースもあり、所有者をはじめとする関係者の尽力により守り伝えられ、地域の活性化に大きな役割を果たしている。
- しかし、文化財の保存には多額の費用を要することから、補助金の予算確保に苦慮しており、比較的緊急度が低い事業については延期し、緊急度が高い事業についても十分な額の支援ができていない状況にある。
- 京都市の特徴として、密集市街地や細街路、木造建築物が多いことなどの防災リスクも高く、建造物をはじめとする文化財の健全化及び耐震対策に力を入れて取り組む必要があるが、事業経費が高額となる根本修理などの大規模事業については、

所有者負担が大きすぎることから、その多くが実施困難な状況に陥っている。また、近年、地震が頻発する中、文化財の健全化・耐震対策は速やかに取り組むべき課題であるが、特に、京都市の文化財建造物は、その大部分が新しいものでも100年以上前の木造建築物であるため、耐震性を備えたものがほとんどなく、耐震対策が急務である。

- 文化財を適正な周期に基づき保存し、その活用を図るとともに、国民の共有財産として確実に次世代へ継承するため、京都市が実施する文化財の保存・活用の取組について、支援を充実していただきたい。

5 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進

(1) 提案・要望

- 我が国においては、文化支出がフランスの6分の1、韓国の4分の1程度（2024年時点）に留まるなど、諸外国と比べて文化支出が少ない状況にある。今後、文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進め、世界への発信力を強化していくためにも、文化庁予算を抜本的に拡充すること。

予算拡充に当たっては、文化観光に活用されている「国際観光旅客税」の増額等により、増収を図られたい。

- 企画立案機能を強化するため設置された食文化推進本部及び文化観光推進本部において、京都市と連携した先進的な共同事業の実施や情報発信を一層推進すること。

(2) 文化庁予算の状況

- 令和7年度の文化庁の当初予算は1,063億円（対前年度比100.1%）であり、令和6年度補正予算では569億円が措置されるなど充実が図られているものの、日本の国家予算に占める文化支出の割合は、諸外国に比べると低い。

（諸外国との文化支出の比較（2024年））

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日本	1,117億円	0.10%
フランス	6,676億円	0.73%
韓国	4,954億円	1.21%

（出典）令和5年度「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」（※令和6年7月改訂）

- 文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進めるためには、文化関係予算を抜本的に拡充のうえ、文化政策の更なる推進が必要である。

(3) 食文化推進本部及び文化観光推進本部による一層の政策立案の推進

- 食文化と文化観光は、京都で千年以上にわたり育まれてきた分野であり、食文化においては、日本料理アカデミー等による先導的な取組や京料理の保存・継承のための体験事業が活発に行われており、文化観光においては、京都市内の文化財のユニークベニューとしての活用も進んでいる。

- 文化庁においては、二条城や旧三井家下鴨別邸等における文化財の保存と活用の好循環の事例を、文化財の活用促進に係る事業のモデルにしている。
- 全国に先駆けて実施する京都市の食文化及び文化観光に関する取組を、地方創生の起爆剤となるよう、日本中の自治体に展開していただくとともに、京都市と連携した先進的な共同事業の実施や情報発信を通じて、「文化芸術立国・日本」の実現に積極的に取り組まれない。

6 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

(1) 提案・要望

- 文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点となる国立文化財修理センター（仮称）を京都市へ早期に設置し、我が国の文化財保存技術を広く普及するための定期的な公開を実施するなど、同センターを活かした地域活性化にもつながる取組を推進すること。その際、京都市としても、施設整備、人材の確保、資材の確保、技術・知見の継承などについて、同センターの充実に貢献できることが多いと考えている。積極的にその役割を果たしていく所存であり、定期的な意見交換をお願いしたい。
- また、文化関係独立行政法人等の効果的な広報発信・相談機能を京都に設置すること。

(2) 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への設置

- 現在、国において、国立文化財修理センター（仮称）の京都への設置を目指し、検討が進められている。また、岸田内閣総理大臣（当時）は、「京都に文化財の修理の拠点となるナショナルセンターとして、国立文化財修理センターを2030年度までを目途に整備すべく、必要な取り組みを進めていく」と発言されている（令和5年3月）。
- 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算（文化庁）において、「国立文化財修理センターの整備」が計上された。「京都への設置に向けて、これまでの検討を踏まえ、令和7年度以降、具体の施設整備を進めるとともに、運営体制の検討を行う。」こととされている。
- 実現に当たっては、全国的にも先行して文化財保護行政を進めてきた京都市の技術、知識、経験、取組や関連施設等を活かした連携を進め、全国の文化財行政の進展にも寄与してまいりたい。

(3) 文化庁移転を契機とした文化関係独立行政法人等の広報発信・相談機能の京都設置

- 第4回文化庁移転協議会（平成29年7月）において、「文化庁が本格移転を実施する時期に、文化関係独立行政法人の広報発信や相談に係る機能を京都に設置することについて、効果を含め具体的に検討を進める」と示されており、独立行政法人の広報発信・相談機能の京都への設置に向けて、ニーズの把握や情報発信等に取り組まれない。

【提案・要望事項】

6 中小企業の更なる成長や事業継続に向けた支援

1 中小企業が中堅企業へ成長するための支援の充実

2 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化

- 中小企業は、京都市の企業数のうち 99.7%を占めるとともに、京都市の従業者の約 7割を雇用しており、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域やまちの活性化に欠かせない存在である。一方で、多くの中小企業は経営者の高齢化と後継者難に直面しており、それらに伴う廃業、雇用・技術の喪失といった課題を抱えている。
- 中小企業の持続的な発展を推進し、グローバル企業・中堅企業を創出していくことは、地域経済の活性化に繋がる重要な取組であることから、中小企業から中堅企業へ成長するための支援及び円滑な事業承継の実現に向けた支援について、一層の充実をお願いしたい。

1 中小企業が中堅企業へ成長するための支援の充実

(1) 提案・要望

- 「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」など、挑戦的な投資を行う中小企業向けの支援制度を継続・充実させること。

(2) 現状・課題

- 京都市においては、オムロン（株）、（株）堀場製作所、ローム（株）及び京セラ（株）など、ベンチャー企業から世界的に飛躍した企業があり、これらの企業に続くグローバル企業・中堅企業を創出するため、これまでに産学公連携による多様な支援を実施し、支援企業から新規株式公開を果たす企業が創出されるなどの成果が生まれている。このような動きをより加速化させるため、令和 7 年度には海外進出に向けた支援を充実し、「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト」を開始したが、今後も各成長段階に応じた有効な支援策が必要である。
- 国においては、令和 5 年度補正予算から、中堅企業向けに、「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」を実施しているほか、令和 6 年度補正予算では、売上高 100 億円を目指して大胆な投資を進めようとする中小企業を支援する「中小企業成長加速化補助金」を創設した。また、「中堅企業成長促進パッケージ」を取りまとめ、省庁横断で施策を展開している。
- 一方、税制優遇等、中小企業への支援施策の方が充実しているといった声があることに加え、人材不足等の課題により中小企業の枠組みから脱しない企業が多くいるため、中小企業の中堅企業への成長に向けた支援施策をより充実させることが必要である。

2 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化

(1) 提案・要望

- 中小企業の円滑な事業承継の実現に向け、以下のとおり支援体制の維持・強化を図ること。
 - ・ 事業承継に取り組む事業者の拡大
 - ・ 事業承継・M&A 補助金及び金融支援の充実
 - ・ 後継者不在企業に対する支援
 - ・ 事業承継税制の活用促進

(2) 現状・課題

- 中小企業の後継者不在率の高さは、10年ほど前から全国的に社会課題化されたことから、経営者の認識が進み、2017年をピークに近年は減少傾向にあるが、後継者難による倒産や黒字企業の休廃業は増加している。地域の雇用を守り、経営資源の散逸を防ぐためにも、事業承継や後継者育成に取り組む契機につながる事例・情報の発信や、士業団体等への働きかけなど、積極的な周知が必要である。
- 事業承継・M&A 補助金について、新市場開拓のための設備投資等の要件や、円滑な事業承継に有効な事業承継計画に係る専門家活用費用が対象外であることなど、中小企業にとって活用しづらいものとなっていることから要件緩和が必要である。また、事業承継に係る信用保証制度について、ゼロゼロ融資の返済や長引く物価高騰などにより業況が厳しい中小企業にとっても活用しやすいよう、当該保証制度をすべて別枠にするとともに、要件の緩和等が必要である。
- M&A において、事業統合活動（PMI）は非常に重要な取組であるが、中小企業においては、社内で取組を主導する人材がおらず、実施が困難な場合も想定されることから、取組をサポートする専門家の育成等の環境整備や費用負担に対して支援するなど、後継者不在企業の M&A の活用促進のための支援が必要である。
- 事業承継税制について、更なる活用を図るため、一層の制度周知とともに、時限措置の更なる延長や要件緩和など、事業者の状況によらず活用しやすい制度に改善することが必要である。

(3) 京都市の取組

- 事業承継に係る潜在的な相談ニーズを掘り起こし、中小・小規模事業者の円滑な事業承継を図るため、平成 29 年度から「中小企業事業承継支援体制の強化」事業として、京都商工会議所「京都府事業承継・引継ぎ支援センター」に経営支援員 1 名を配置し、事業承継支援体制を強化している。
- このほか、同センターにおいて業界団体に対する研修会や、経営者向けのセミナーを開催するなど、関係機関と連携した積極的な周知に努め、早期の事業承継に繋げるよう取り組んでいる。
- また、京都府との協調により、株式や事業用資産の買取資金などの資金需要に対応する制度融資「創業（開業）・経営承継支援資金」を運用するとともに、信用保証料の補助を行うなど、円滑な事業承継のための資金繰り支援を行っている。

【提案・要望事項】 市・府共同提案

- 7** グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実
- 1 グローバル拠点都市に認定された自治体のスタートアップ・エコシステムと海外のエコシステムをつなぐ支援
 - 2 ディープテックやインパクトスタートアップが集まる世界最大級の国際カンファレンスの京都での開催
 - 3 ディープテック・スタートアップ向けインキュベーション施設の設置

- 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る第1期スタートアップ・エコシステムグローバル拠点都市に「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を認定いただき、これまでから拠点都市での取組を支援していただいていることに御礼申し上げます。第2期拠点都市にも引き続き京阪神コンソーシアムで応募しており、より一層スタートアップを支援すべく取り組んでまいります。
- スタートアップの創出・成長を加速し、世界に伍するスタートアップ・エコシステムを形成するため、以下のとおり、集中的な支援の継続・充実をお願いしたい。

1 グローバル拠点都市に認定された自治体のスタートアップ・エコシステムと海外のエコシステムをつなぐ支援

(1) 提案・要望

- 国が有するネットワークを活用し、グローバル拠点都市に認定された自治体と海外のスタートアップ・エコシステムプレーヤーの連携強化を支援すること。

(2) 現状・課題

- 国において、全国のスタートアップに対する海外展開の支援等が行われており、海外展示会への自治体ブース出展等が始まっているものの、現地での活動が自治体の自主的取組に留まっているため、効率的なネットワーク構築に至っていない。
- 京都市においても、海外のエコシステムとシームレスにつながることを目指しているが、親和性のあるスタートアップ・エコシステムのプレーヤー・キーパーソンを独自に模索し、接点を作ることは困難。
- 各国の支援機関連携が始まっている中、パートナーシップの強化や地方自治体への情報共有・連携強化が必要であるとともに、日本の自治体のスタートアップ支援をより海外に認知させ、興味を引くため、国の有するネットワークを活用した支援が必要である。

2 ディープテックやインパクトスタートアップが集まる世界最大級の国際カンファレンスの京都での開催

(1) 提案・要望

- 世界的に知名度の高い京都を活用した、ディープテックやインパクトスタートアップが集まる世界最大級の国際カンファレンスの開催及び海外関係者の呼び込み等を強力に支援すること。

(2) 現状・課題

- IVS (Infinity Ventures Summit) の3年連続京都開催など、世界に日本や京都のスタートアップ・エコシステムを発信する機会が増えてきているが、京都が舞台の国際スタートアップ・カンファレンスは少なく、日本・京都のエコシステムを世界に打ち出す場がまだまだ不足している。
- シンガポールの「SWITCH」、フランスの「VIVA TECHNOLOGY」など、海外では国が主導・支援する大規模な国際スタートアップ・カンファレンスがある。スタートアップの海外展開のためには、大規模カンファレンスの開催や国による海外からの関係者の呼び込み等の支援が必要であり、日本・京都においても、国が強く関わるスタートアップ・カンファレンスの開催が望まれる。

3 ディープテック・スタートアップ向けインキュベーション施設の設定

(1) 提案・要望

- ウェットラボを備えたディープテック・スタートアップ向けインキュベーション施設を京都市内に設置するとともに、インキュベーション施設を民間企業が設置する際の費用を支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都市は、ライフ・グリーン分野をはじめとした大学発ディープテック・スタートアップの創出に力を入れているが、創業後に資金の乏しいスタートアップが入居し成長できるインキュベーション施設が市内に少ない。特にウェットラボ（装置や薬品を用いた物理・化学の実験を行うための研究施設）が不足しており、スタートアップの成長のためにもさらなるインキュベーション施設の整備が必要である。

京都市内インキュベーション施設稼働状況

(ウェットラボのみ。令和7年3月末時点。本市調べ)

○総数(室)：282室 使用数：275室(利用率97.5%)

○総数(面積)：43,786㎡ 使用面積：41,715㎡(利用率95.3%)

- 国においては、令和4年度補正予算「地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備」(民間企業等向け)において、インキュベーション施設の運営事業者に対し、ディープテック・スタートアップの事業成長に必要な設備等の導入・運用等に要する費用の補助を行っていたが、令和6年度補正予算「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」では、対象が大学等に限定されており、民間企業は利用できない。
- インキュベーション施設の設置には多額の費用がかかるため、民間・大学による設置のみならず、国による設置及び支援も必要である。

【提案・要望事項】市・府共同提案

8 「地方拠点強化税制」における「拡充型」の区域設定の見直しによる、本市全域への優遇対象拡大及び適用期限の延長

- 平成 27 年度の地方拠点強化税制の創設以降、地方における企業の事業展開を支援していただいていることに御礼申し上げます。
- 他方、地方拠点強化税制は令和 7 年度までの時限措置であり、また「拡充型」の対象地域において京都市の市街地の大半が対象外となっているため、以下のとおり本市の実情に応じた制度改正をお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 「地方拠点強化税制」のうち「拡充型」について、現在の人口実態を反映した区域設定に見直し、京都市の対象外となっている地域も対象に含めるとともに、令和 7 年度までの措置とされている当該税制について、令和 8 年度以降も継続すること。

(2) 現状・課題

- 地方拠点強化税制は、東京 23 区内の事業者が本社機能を地方に移転する場合や、地方にある本社機能（事務所、研究所、研修所）の拡充を行う場合に、課税の特例等の優遇措置を行うものであり、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、平成 31 年度までの時限措置として、平成 27 年度に創設された。
- 平成 30 年度の地域再生法改正により、三大都市圏の既成都市区域（本市市街地のほぼ全域を含む）が新たに「移転型」の税優遇の対象になった後、令和 6 年度税制改正において、令和 7 年度までの制度継続や、雇用促進税制の税額控除拡充・適用要件の一部緩和などの制度拡充が行われた。
- 一方、「拡充型」の税優遇の対象外地域については、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和 35 年）の人口集中地区人口を基に設定されており、京都市の市街地の大半が対象外地域のままとなっている。
- 京都市には、まとまった敷地を有する企業が立地しており、新築や建替の需要が期待される一方で、地域再生法の施行以降に市外へ転出した事例も見受けられることから、「拡充型」における対象外措置が継続されれば、今後、企業の流出が進むおそれがある。
- 「拡充型」については、京都市よりも人口の多い札幌市及び福岡市が全域で制度を適用可能となっており、現在の人口実態と乖離しているため、現状を反映した区域設定に見直すことが必要である。

また、地方創生の更なる推進や東京一極集中の是正の観点を踏まえると、当該制度を令和 8 年度以降も継続することが必要である。

【参考1：地方拠点強化税制制度概要】

	拡充型	移転型
補助対象事業	地方にある企業の本社機能の拡充	東京23区から地方への本社機能の移転
オフィス減税	オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4% (措置対象) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設に該当する建物・建物附属設備・構築物 (取得価額要件) 大企業:3,500万円、中小企業:1,000万円	オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% (措置対象) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設に該当する建物・建物附属設備・構築物 (取得価額要件) 大企業:3,500万円、中小企業:1,000万円
雇用促進税	新規雇用者1人当たり30万円、転勤者数1人当たり20万円を税額控除	増加雇用者1人当たり最大90万円を税額控除(50万円に、40万円上乗せ。ただし準地方活力向上地域(本市の場合、拡充型対象外地域)は30万円の上乗せ)上乗せ分は、雇用を維持していれば最大3年間継続で、オフィス減税と併用可。
支援対象外地域	東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等 (京都市の市街地の大半は対象外)	東京圏の既成市街地等

【参考2：指定都市人口比較】

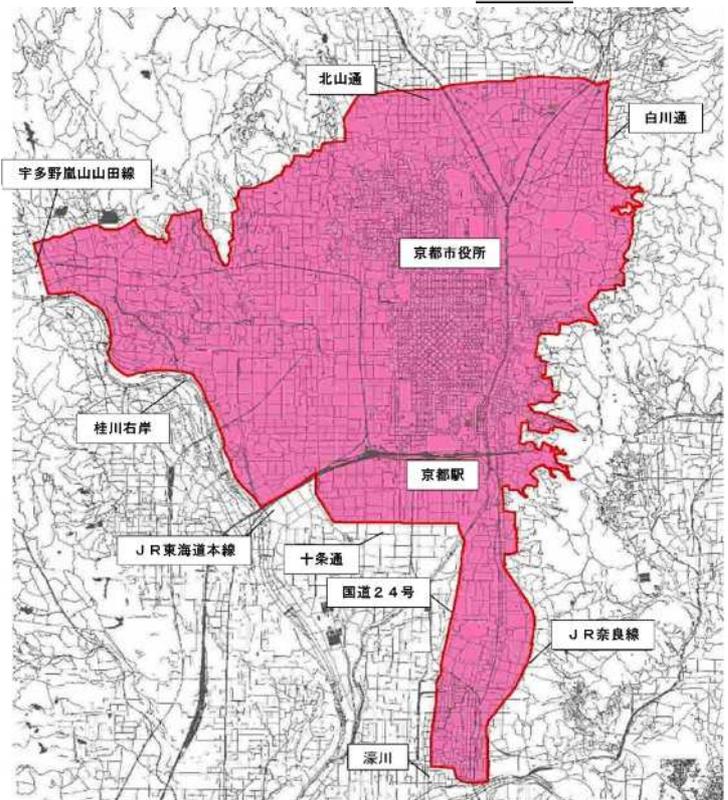
	順位		
昭和35年	1	大阪市	3,011,563人
	2	名古屋市	1,697,093人
	3	横浜市	1,375,710人
	4	京都市	1,295,012人
	5	神戸市	1,113,977人
	6	北九州市	986,401人
	7	福岡市	682,365人
	8	川崎市	632,975人
	9	札幌市	615,628人
	10	広島市	590,972人



令和2年	1	横浜市	3,778,318人
	2	大阪市	2,754,742人
	3	名古屋市	2,333,406人
	4	札幌市	1,975,065人
	5	福岡市	1,613,361人
	6	川崎市	1,539,081人
	7	神戸市	1,527,022人
	8	京都市	1,464,890人
	9	さいたま市	1,324,591人
	10	広島市	1,201,281人

(出典：国勢調査(総務省、昭和35年、令和2年))

【参考3：本市における拡充型の対象外地域】



【提案・要望事項】

9 対日直接投資促進に向けた外国法人等の口座開設に対する支援等

- 外国人が日本で起業する場合や、外国法人の日本進出に当たっては、日本での金融機関等での口座開設が欠かせないが、国内企業の口座開設とは事情が異なること等から、口座開設のハードルが高い実情がある。

我が国にとって、対日直接投資の更なる促進は重要な課題であり、外国人の起業や外国法人の日本進出の後押しとなるよう、口座開設の支援等をお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 対日直接投資促進の観点から、外国法人等の口座開設手続の円滑化に向け、以下のとおり対策を講じること。
 - ・ 口座開設手続における言語の壁の緩和に向け、金融資産運用特区において行っている、外国人銀行口座の開設支援について、当該特区外においても実施するように措置すること。
 - ・ また、外国法人等の口座開設の円滑化に向け、金融機関等における審査の在り方について検討すること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、人材育成や産官学連携など、対海外のビジネス環境の魅力が充実していることに加え、コロナ禍の収束などの社会情勢の変化により、現在海外企業誘致に取り組む好機であると捉え、海外企業に対する補助金を充実する等、海外企業誘致の取組強化を図っている。
- 国内企業に比べて高い進出ハードル（コストや手続面）を低減するためには、コスト面のハードルを下げるためのインセンティブを設けるとともに、手続面での整備が必要不可欠である。
- 外国人が日本で起業する場合や外国法人の日本進出には、国内金融機関等での口座開設が欠かせない。

しかし、マネーロンダリングやテロ資金供与のリスク等といった理由により、国内法人に比べ、外国法人等の口座開設審査は厳しいことが多く、日本語対応が困難であること等もあいまって、我が国でビジネスを展開する上での障壁となっている。
- 口座開設手続については、金融機関等の裁量であることは認識しているが、対日直接投資促進のため、国と金融機関等との連携により、外国法人等の口座開設の円滑化が求められる。

【提案・要望事項】

10 都市再生緊急整備地域における官民連携による都市再生を加速するための支援

- 1 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等
- 2 官民連携による都市再生を加速するための、都市再生緊急整備地域における税制特例の継続

- 国においては、京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の実施に向けた都市・地域交通戦略推進事業による支援や、都市再生緊急整備地域の新規指定及び区域拡大をいただいたことに御礼申し上げます。
- 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の着実な推進はもとより、都市再生緊急整備地域における官民連携による都市再生を一層加速するため、国の支援は不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

1 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等

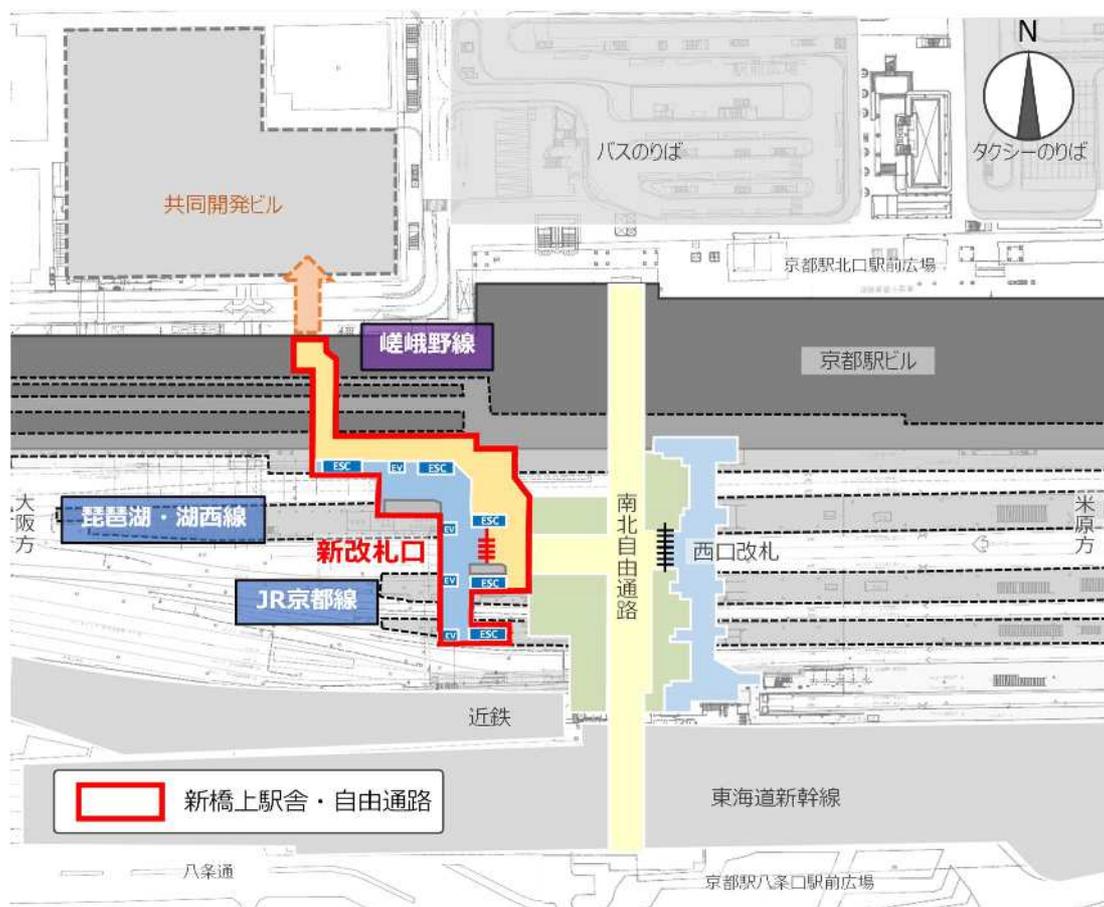
(1) 提案・要望

- 都市再生緊急整備地域における基盤整備や交通結節機能強化のため、本事業に対する十分な財政措置を行うとともに、本事業に活用している都市・地域交通戦略推進事業費補助の予算枠を拡大すること。

(2) 現状・課題

- 京都駅は、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生し、歩行者の安全で円滑な通行に支障を来すなど、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。
- このため、京都駅の交通結節機能の強化による市全体の持続的発展はもとより、駅構内及び南北自由通路の改善を目的として、西日本旅客鉄道株式会社と京都市が連携し、南北自由通路の西側に新橋上駅舎（新改札口・コンコース）、自由通路を一体的に整備する。（総事業費約 195 億円見込み）
- より一層の官民連携を図るとともに、適切な役割分担の下、事業効果を最大限発揮する体制を構築するため、都市再生特別措置法第 117 条第 1 項に基づく法定協議会を令和 6 年 3 月に設置した。法定協議会の下、取組を進めることで、民間の都市再生事業と合わせて基盤整備や交通結節機能の強化を確実に実現したい。
- 本事業の推進は、「都市・地域における安全で円滑な交通の確保、魅力ある都市・地域の将来像の実現」に寄与するものであり、今後も国からの十分な財政措置が必要である。また、令和 5 年 10 月にとりまとめられた、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、本補助事業の国予算について、予算枠の拡大が必要である。

<参考 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の概要>



2 官民連携による都市再生を加速するための、都市再生緊急整備地域における税制特例の継続

(1) 提案・要望

- 都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業への税制特例を継続すること。

(2) 現状・課題

- 都市再生特別措置法（平成14年6月1日施行）の制定以来、京都市においても当該制度を活用し、「都市再生緊急整備地域」の指定や、京都駅周辺地域での都市再生安全確保計画に基づく官民連携による帰宅困難者対策の推進、立地適正化計画（京都市持続可能な都市構築プラン）の策定等、都市再生を的確に推進していくための施策を講じてきた。
- また、令和6年12月には、本市からの申出を受け、国により都市再生緊急整備地域の新規指定及び区域拡大がなされた。現在、指定されている「京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域」と「京都市三条駅周辺地域」においては、今後、民間の都市再生事業が活発化することが見込まれる。
- しかし、都市再生に資する民間投資を誘導するための強力なインセンティブとなる都市再生緊急整備地域の税制特例については、建物取得等の期限が令和7年度末となっているため、継続が必要である。

<参考>本市の都市再生緊急整備地域について

1 京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域

○ 京都駅周辺地区

交通利便性を最大限活用し、新たな京都の魅力づくりをめざし、商業・業務機能・サービス機能などの立地を誘導するとともに、多様な都市機能の集積を図る地域を目標している。



(京都駅近景)



(京都リサーチパーク地区)

○ 京都南部油小路通沿道地区

新しい京都を発信するものづくり拠点である「らくなん進都（高度集積地域）」の主要南北幹線道路である油小路通沿道の拠点形成を目指している。



(らくなん進都遠景)



(油小路通パルスプラザ前付近)

2 京都市三条駅周辺地域

祇園などの繁華街や東山などの観光地に近接し、文化芸術ゾーンである岡崎地域へのアクセスも良く、賑わい・観光・文化芸術の拠点となる立地であるうえ、京阪三条駅・地下鉄三条京阪駅・主要なバス路線が結合する交通結節点のポテンシャルを活かし、低未利用地や公有地における都市開発事業の実施により、国内外から多様な人々が集い、暮らし、働き、交流する、にぎわいと活力あふれる拠点の形成を目指している。

【提案・要望事項】

11 教育環境の充実

- 1 教員不足と働き方改革に向けた環境改善
 - ① 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善
 - ② 精神疾患等により休職する教職員の増加を踏まえた基礎定数の改善等
 - ③ 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減
 - ④ 教職員の処遇改善及び適切な財政措置
- 2 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）
- 3 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等
- 4 国における小中学校の給食費無償化の早期実現
- 5 部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実等

- 学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教職員の処遇改善など、教職員を取り巻く環境の整備に係る中央教育審議会の『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」に基づき、国においては、教職調整額 10%への引上げ等を内容とする改正法案が国会審議中である等、教職員の環境改善に取り組んでいただいていることに御礼申し上げます。
- 京都市においては、独自予算での中学校 3 年生の 30 人学級の実施など、一人一人の子どもを徹底的に大切にす教育環境の充実を進めており、更なる充実にあたっては、国による抜本的な政策の強化が必要であることから、以下のとおり、制度改善や財政支援をお願いしたい。

1-① 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善

(1) 提案・要望

- 加配定数の基礎定数化における算定基準の見直しなど教職員定数の抜本的な改善、及び各加配メニューの維持・充実や、配置要件の緩和を行うこと。

(2) 現状・課題

- 通級指導及び外国人児童生徒等指導、初任者研修等に係る基礎定数算定については、平成 29 年度から 10 年をかけ、加配定数の基礎定数化が進められているが、引き続き、基礎定数化されることで、今後の児童生徒数減の影響を受け、支援が必要な児童生徒等に対応するための定数が減少する可能性があり、基礎定数の算定基準の見直し等を図られたい。
- 共同調理場の栄養教諭の配置基準については、児童生徒数 6,001 人以上の場合に 3 名のみであるが、この基準は、栄養教諭制度創設前の 2001 年に改正された「学校

栄養職員」の基準であり、献立作成や衛生管理、食物アレルギー対応等の給食調理に関する業務だけでなく、食に関する指導の充実や、現在の複雑化・多様化してきている学校現場での食物アレルギー対応をはじめとした個別相談指導等をきめ細かに行うことが難しいため、栄養教諭の配置基準、とりわけ共同調理場の基準の抜本的な改善を図りたい。

- 小学校専科指導（英語）や教科担任制推進等の一部の加配要件が厳格であり、十分な加配が得られていない状況にあることから、要件を緩和すること。

1－② 精神疾患等により休職する教職員の増加を踏まえた基礎定数の改善等

(1) 提案・要望

- 精神疾患等により休職する教職員が増加している現状を踏まえ、病休等の代替教職員として正規の教職員を充てた場合においても国庫負担金の対象とすること。
また、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置に病休等を加え、対象期間を通年化すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年12月に国の制度改正により、教員の産育休等による欠員補充については、正規の教職員が代替教職員となる場合においても、教員算定基礎定数等に含めることが可能となった。この変更に伴い、毎年度一定程度生じる産育休取得者を見込んだ教員採用が可能になるとともに、以前に比べ安定的な補充教員の確保が可能となった。
- 一方、近年、精神疾患等による休職者が増加しており、依然、年度途中における病休等の代替教職員の確保は難しい状況にある。そのため、より安定した学校体制の維持に向け、病休等による年度途中の欠員を見越した基礎定数の見直しや、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置の対象に病休等を加えるなどの改善を図りたい。

1－③ 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減

(1) 提案・要望

- 教員業務支援員・部活動指導員等の配置拡大や補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げ、補助対象の拡大など、より一層の財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 教員業務支援員について、補助対象外の幼稚園に対しても京都市独自予算を活用し、全校園（250校園）に配置している。学校における働き方改革の更なる推進にあたっては、教員業務支援員・部活動指導員等の一層の配置拡大と財政措置が必要。

1-④ 教職員の処遇改善及び適切な財政措置

(1) 提案・要望

- 現状の教職員の勤務実態に見合い、かつ、質の高い教職員の確保にも繋がる給与制度とすること。とりわけ、「全ての教員」が処遇改善を実感できるよう、特別支援教育への従事者等に支給している給料の調整額や義務教育等教員特別手当の支給率等、廃止や引下げが検討されている手当及び校種等により十分な処遇改善が実現しない教員の取扱いについては、優れた教員の確保への影響や教員のモチベーションへの影響等に十分に留意されたい。

また、教職員の処遇改善の着実な実施にあたって、教職員の給与費に係る負担を地方に転嫁することなく、教職員の給与費に係る所要額について、必要な財政措置を講ずること。

- 新たな職「主務教諭」の創設にあたっては、求められる職責や校務分掌、給与体系等、国の想定やモデルケースを早期かつ具体的に示すとともに、その実施に必要な財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 令和6年8月の中央教育審議会の答申を受け、令和8年1月から教職調整額の引上げ（令和13年1月に10%で完成）や管理職の本給引上げ、諸手当の充実等の実施が予定されており、教職員の処遇改善に繋がると期待できる。一方で、「職務や勤務の状況に応じた処遇」としての手当の引下げ等に伴い、校種や担当の校務等によっては、十分な処遇改善が実現しないことを懸念している。国と各地方自治体が足並みを揃え、質の高い教職員の確保のための環境整備を力強く進めるためにも、自治体の財政力に左右されない教職員給与制度が構築できるよう、処遇改善を踏まえた各種単価の更なる改善を含め、適切な財政措置が必要である。

2 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）

(1) 提案・要望

- 学校施設環境改善交付金における補助単価と基準面積を、実態に合わせて改善するとともに、補正予算を含め十分に確保し、地方自治体の負担分について、地方財政措置をしっかりと講ずること。

(2) 現状・課題

- 生徒や保護者からのニーズも極めて強い小中学校の全員制給食制度の実施に向け、学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備を行うには多額の経費を要する。整備の支援メニューである学校施設環境改善交付金については、補助単価に基準面積を乗じて算出されるものの、実際の建築単価や学校給食衛生管理基準を踏まえた施工実態と大きくかけ離れている。

- 中学校給食について、令和5年1月に岸田内閣総理大臣（当時）が「次元の異なるレベルで子育て支援、少子化対策の取組を推進する」と表明されたことや、京都市会での御指摘を踏まえ、専門の調査会社による実施方式等の調査や検討会議での議論、生徒・保護者・学校へのアンケート結果等を基に、民間調理場も活用しながら、給食センター方式で実施する計画を進めているところである（現在は選択制の給食を実施）。施設整備を行うには多額の経費を要するものの、他都市事例からも整備に係る総事業費に占める交付金の割合が低いため、国における、補正予算も含めた財源の確保のもとで、実態に応じた補助単価と面積による十分な財政支援が必要不可欠である。

3 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等

(1) 提案・要望

- 普通教室等における老朽化した空調設備の更新や、空調未設置の特別教室等への新設を進めるための、学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ（1 / 3 → 1 / 2）や、上限額（1校あたり7,000万円/年）の撤廃を行うこと。また、令和7年度末を期限とする緊急防災・減災事業債についても期間を延長すること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、平成18年度に小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（全233校）の普通教室全室への設置を完了し（指定都市で初めて小・中学校の全普通教室の冷房化を実現）、平成25年度に音楽室等の特別教室への設置を完了した。設置から約20年が経過する中、老朽化等の要因により、修繕困難な不具合が増加しており、機器の更新の計画的かつ速やかな実施と、空調未設置の特別教室等への整備も進めていく必要がある。

<参考 空調設置率（小・中学校）（令和6年度文部科学省調査）>

	普通教室	特別教室
京都市	100%	80.5%
指定都市	100%	56.7%
全 国	99.1%	66.9%

- 今後、空調設備の一斉更新が必要となる小学校・中学校が多数あることから、事業費縮減や財政負担平準化のために民間活力を活用した場合でも多額の経費が必要となる見込みであり、学校施設環境改善交付金による、継続的な財政支援はもとより、更なる財政支援が必要不可欠である。
- 京都市では、令和7年度に体育館等空調整備計画策定を行う予定であるが、国の財政支援の継続が必要不可欠である。

4 国における小中学校の給食費無償化の早期実現

(1) 提案・要望

- 学校給食費については、独自の助成制度を実施している地方自治体が増加している状況にあり、自治体間で保護者負担額に格差が生じないように、学校給食の無償化に係る実態調査の結果等を踏まえ、国において恒久的な制度を創設するとともに、地方自治体の財政負担が生じることのないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を速やかに講ずること。

(2) 現状・課題

- 令和7年2月25日、自民・公明・日本維新の会による2025年度予算案における合意の中で、令和8年度の小学校での給食無償化と中学校への速やかな拡充を進める旨、また同年3月5日には、5月中旬を目途に制度設計の方針をまとめることが示された。京都市においては、令和6年度11月市会における全会一致での無償化を求める決議を踏まえ、無償化の実施に向けた総合的な検討を行うこととしており、国の方針に則った速やかな対応が求められる。
- 従来、京都市では、給食に使用する食材費については学校給食法において保護者の負担とすることが定められていることを踏まえ、昨今の物価高騰に伴う食材費の上昇分を公費で負担することで、保護者の負担軽減を図っている。仮に、国における無償化の施策が、定額又は一定の補助率による財政措置となった場合、地方自治体によって財政状況や給食費の設定に差があるため、無償化まで実現できる地方自治体と一部負担軽減に留まる地方自治体が生じることが想定される。教育の根幹に関わる給食制度に格差を生じさせないためにも、国の責任において全国一律で無償化とすることが必要である。なお、仮に京都市で無償化を行う場合、小中学校を合わせて少なくとも年間約46億円の経費が必要と試算している。

(参考) 京都市における給食に係る保護者負担軽減の取組

- ・ 就学援助世帯の給食費については全額公費で負担(令和5年度決算:約6億円)
- ・ 給食用食材費高騰への対応(令和7年度当初予算:6.9億円)

5 部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実等

(1) 提案・要望

- 部活動の地域展開については、各自治体の実情や意見をしっかりと把握し、学校における働き方や現行の自治体の実務を踏まえた上で、令和8年度以降の次期改革期間中の具体的な計画や費用負担のあり方など、部活動改革のあり方について十分に検討を行い、国庫補助制度の創設を含めて、実現可能性の高い制度を構築すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年12月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」で整理された「中間とりまとめ」では、令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」と位置づけ、休日の部活動は、令和13年度までに原則、地域展開の実現を目指すことや、平日の部活動は、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進することが示された。

- 京都市では、令和3年度から国の委託を受け、休日の部活動の地域展開等にかかる実証事業を開始し、令和6年度には58部で実施した。

また、こうした実証事業も踏まえ、令和6年1月に有識者等で構成する検討会議を設置し、京都市が目指す将来像及びその実現に向けた具体的方策の検討を開始しており、令和7年度に推進計画を策定予定である。

- 人口減少社会において、地域の課題を解決し、まちの魅力や活力を向上させるためには、京都の価値や強みに共感する多彩な人々がつどい、地域と交ざり合うことが重要である。

京都市では、「中学生のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実に繋げていくという視点が重要」との国の方針も十分に踏まえ、部活動の地域展開を、子どもたちの学びのみならず、多世代の学び直しの場の創出にもつなげる機会と捉え、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、より豊かで幅広い活動を地域全体で支えていくこととしている。

地域と学校が密接な関係にあるとともに、伝統芸能から演劇、音楽、現代アート、さらに武道、スポーツまで、多様な文化が息づき、多くの匠や専門家が活動している「学芸に満ち溢れたまち」の特性を活かし、京都ならではの部活動改革、更には、コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへの転換を通して、ウェルビーイングなまちづくりにつなげてまいりたい。

【提案・要望事項】

12 子ども・子育て支援の充実

- 1 保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善
- 2 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減
- 3 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実
- 4 自治体の財政力にかかわらない、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設
- 5 こども誰でも通園制度の本格実施に向け、地域の実情に応じた柔軟な制度構築、及び委託単価の充実等の十分な財政支援

- 急速に進展する少子化により、子ども・子育て政策への対応は先送りの許されない喫緊の課題である中、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、令和6年度から3年間で集中的に実施する取組として、76年ぶりとなる保育士配置基準の改善や、保育士等の更なる処遇改善など、京都市がこれまで要望していた内容を盛り込んでいただいたことに御礼申し上げます。
- 京都市においては、国基準を上回る独自の保育士配置基準、医療的ケア児への手厚い支援体制の構築など、全国トップクラスの子ども・子育て政策を推進しており、子ども・子育て支援の充実に当たっては、地方自治体における更なる取組はもとより、国における抜本的な政策の強化が不可欠であるため、以下のとおりお願いしたい。

1 保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善

(1) 提案・要望

- 保育士配置基準の改善、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善の早期かつ確実な実施を行うこと。

令和6年度から4歳以上児配置改善加算、令和7年度から1歳児配置改善加算が新設されたが、他の加算との併給を不可とする制限や、加算の適用に当たって職員の配置基準以外の要件が設定されていることから、こうした制約を設けず、職員配置の確実な向上を図ることができる制度とすること。そのうえで、これら職員配置基準を改善するための施策については早期に基本分単価として公定価格に組み込むこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、これまでから市独自負担による、国基準を上回る手厚い保育士配置や給与改善を実施（令和7年度当初予算において、市独自に約44億円を計上）。
- 令和6年度から4歳以上児配置改善加算が新設されたが、既存の加算メニューであるチーム保育推進加算等との併給ができないことから、従来から同加算等の適用を受けてきた園では、配置基準が引き上げられたにもかかわらず、実態として職員

体制の充実を図ることができない状況にある。これは、京都市に限らず全国共通の課題であるが、京都市においては保育所・認定こども園・新制度幼稚園の7割以上がチーム保育推進加算等を取得しているため、公定価格における加算の新設により保育士配置の改善へとつながる影響が非常に限定的となっている。

チーム保育推進加算等は、年齢別配置基準を超えてチーム保育を推進するための体制整備に充てられるものであり、配置基準の底上げとは目的が異なるため、併給を可能とするべきである。

- 令和7年度から1歳児配置改善加算が新設されたが、適用に当たっては保育士等の配置以外にICTの活用や平均経験年数(10年以上)などの要件が設定されている。特に平均経験年数の要件については、保育の質を向上させるために手厚い職員配置を行うという政策目的とは本質的に関係がなく、また、平均経験年数が下がることを忌避して新規雇用を控える等の影響を施設に与える可能性が懸念される。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国（加算による改善を含む）	3：1	5：1	6：1	15：1	25：1	25：1
京都市	3：1	5：1※	6：1	15：1※	20：1	25：1

※ 1歳8か月に満たない子どもについては、4：1まで保育士を加配できるよう助成を実施。

※ 3歳児について、10：1まで保育士を加配できるよう助成を実施。

2 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減

(1) 提案・要望

- 多子世帯の負担を軽減するため、国の責任において、年齢制限、同時入所条件、所得制限を撤廃するなど、統一的な取り扱いの下、制度を再構築するとともに、地方公共団体の財政運営に支障をきたすことのないよう、必要な財政措置を講じること。また、全国一律の制度として国基準保育料の見直しを行うとともに、保育所等と幼稚園では国による無償化の対象期間が異なるため、統一すること。

(2) 現状・課題

- 多子軽減の制度について、現在の国制度では、年齢差があるきょうだいがいる場合には軽減の対象外となっており、市民の不公平感や年齢の離れた子どもを産むことに対する経済的な負担感につながっている。
- 保育にかかる費用は一部を保護者負担とし、国・県・市町村で按分しているが、保護者の経済的負担の軽減や少子化対策を目的として、ほとんどの市町村で国基準保育料から独自軽減を行っている。また、本市を含めた複数の自治体においては、第二子以降の保育料無償化も実施しており、各自治体の財政負担が大きくなっている。国基準保育料と各市町村基準保育料の差額も大きく、また、本来、保育料は自治体間の価格競争にはなじまない性質のものであり、全国一律の制度であることが望ましい。

- 現在、無償化の対象は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもとされている。幼稚園は満3歳以降の適用となるが、保育所等は3歳児クラス以降の適用となっており、利用する施設によって保育料が無料となる時期に差が生じ、保護者間の不公平感につながっている。

3 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実

(1) 提案・要望

- 保育所等について、医療的ケア児の受入れに係る指定都市の財政負担の割合が過大であるため適正化する（現行は指定都市・中核市1/3、その他市町村1/6）とともに、看護師等の配置に係る補助基準額を見直し、ニーズに応じた保育所等への看護師配置に係る十分な財政措置（1施設当たり上限額の撤廃等）を行うこと。
- 放課後児童クラブについて、看護師等の配置に係る補助基準額を見直すこと。
- 私立幼稚園について、受入れに係る園の財政負担が過大であるため、保育所等での受入れと同様の国の負担割合（現行2/3）となるよう、補助を拡充すること。
- 市立学校について、医療的ケアが必要な児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、看護師の教職員定数化を行うこと。
- 保育所等や私立幼稚園、放課後児童クラブで訪問看護サービスを利用する場合は医療保険が適用されておらず、保護者の負担増に繋がることから、訪問看護サービス利用への保険適用を行うこと。加えて、放課後児童クラブにおける訪問看護利用については、国補助の対象になっていないことから、補助要件の見直し・拡充をすること。

(2) 現状・課題

- 保育所等について、この間、国においては、医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では指定都市の財政負担が過大となっている。今後も積極的な受入れを進めるためには、子ども・子育て支援制度の給付費の負担割合（指定都市、その他市町村ともに1/4）と同様、負担割合の取扱いを変えるべきではなく、負担割合の適正化が必要である。
- また、医療的ケア児の受入れは、施設基準や人員配置が整った特定の保育所に集中することが通常であるにもかかわらず、現行の国の補助制度においては、看護師等の配置について、1施設当たりでの補助基準額の上限（約11百万円）が設定されており、積極的な受入れを阻害する要因となっている。京都市においては、この上限額を大きく上回る超過負担が生じており、持続可能な制度となっていないことから、上限額の撤廃が必要である。

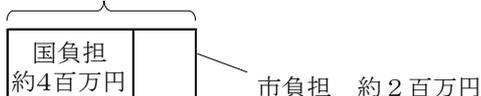
<超過負担の実例（9人の医療的ケア児受入れ、総支出額約26百万円）>

補助基準額 約11百万円（上限）



(参考) 超過負担の無い実例（2人の医療的ケア児受入れ、総支出額約6百万円）

補助基準額 約6百万円



- 放課後児童クラブについて、保育所等や幼稚園とは異なり、土曜日や夏休み等の学校休業日を除き放課後児童クラブにおける児童の滞在時間が短いことや、授業・学校行事の関係で日によって利用時間帯に変動がある中で、児童の利用状況に合わせて柔軟に看護師を配置する必要があるが、現行の補助基準額の範囲では、放課後健全育成事業を行う者等が看護師等を雇用して配置することが難しい状況にあることから、看護師配置に係る補助基準の見直しが必要である。
- 私立幼稚園について、この間、国においては、医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を積極的に拡充されてきたが（国 1 / 2）、残りの 1 / 2 を京都市が単費で補助又は幼稚園が負担している。今後も積極的な受入れを進めるためには、保育所等での受入れと同様の国の負担割合（現行 2 / 3）にすべきであり、負担割合の適正化が必要である。
- 市立学校について、医療的ケアが必要な児童生徒が年々増加し続けており、毎年新たに就学する学校に必要な看護師数名を採用し配置している現状がある。今後も看護師の配置拡大が見込まれる中で安定した配置を継続するためには、看護師の教職員定数化が必要である。
- 健康保険法上、「居宅」での利用のみ医療保険が適用され、保育所等での利用は全額自費対応となる。保護者の負担を軽減するためにも、制度改正により、医療保険の適用範囲の拡大が必要である。なお、訪問看護サービスは、保育所等を利用している時間帯のうち、痰吸引等の処置が必要となる時間帯のみ利用（スポット的に利用）することを想定している。
- また、ケアの頻度が少ない場合や、児童の特性等から、在宅で受ける訪問看護と同じ看護師による医療的ケアを希望される場合もあり、京都市の放課後児童クラブにおいても医療的ケア児の受入れに当たって訪問看護サービス利用をする事例が生じており、保護者負担軽減の観点から、補助要件の見直し・拡充が必要である。

4 自治体の財政力にかかわらず、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設

(1) 提案・要望

- 全国どこに住んでいてもサービス内容に格差が生じることなく、すべての子どもやひとり親家庭等が等しく、安心して医療を受けられるように、自治体の意見を聞きながら、全国統一の助成制度を創設すること。

(2) 現状・課題

- 子ども及びひとり親家庭等医療費支給制度は全自治体で実施されているが、自治体の独自制度であるため、一部負担金や対象年齢等が自治体によって異なることで制度が複雑化しており、他都道府県での診療には還付手続きが生じるなど市民への負担が生じている。
- 京都市では、子ども医療費支給制度について、平成 5 年に所得制限や回数制限を設けないかたちで創設した。以降、これまで 9 回にわたり制度の拡充を図っており、令和 5 年 9 月診療分からは、3 歳から小学生までの通院医療費にかかる自己負担額の上限を、これまでの 1 か月 1,500 円から 1 か月 1 医療機関 200 円に引き下げを行った。

<参考 京都市の子ども医療費自己負担額の上限と令和5年9月診療分からの拡充内容>

	就学前		小学生	中学生
	0～2歳	3～6歳		
入院	1 医療機関 200 円／月			
通院	1 医療機関 200 円／月	1,500 円／月  【拡充】 1 医療機関 200 円／月		1,500 円／月

- また、ひとり親家庭等医療費支給制度について、平成元年に母子家庭で養育される小学校卒業までの児童を対象に創設した。その後対象となる児童の年齢を18歳まで引き上げるなど対象者を拡充し、現在では生計を一にする父又は母のいない児童とその母又は父、両親のいない児童等を受給対象者としている。生計維持者の所得制限を設けているものの、受給者の自己負担はない。

5 こども誰でも通園制度の本格実施に向け、地域の実情に応じた柔軟な制度構築、及び委託単価の充実等の十分な財政支援

(1) 提案・要望

- こども誰でも通園制度に取り組む自治体の意見を十分に踏まえた上で、自治体の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みとするとともに、十分な財政措置を講じること。特に、継続的に体制を確保できるよう、現行の委託単価が十分であるか検証を続けること。

また、令和7年度から導入されている総合支援システムについて、自治体からの要望等を踏まえ、速やかに必要な改修を行うとともに、システムの仕様変更を行う際は事前に説明会を開催するなど、迅速かつ丁寧な対応を行うこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、令和8年度からの本格実施を見据え、令和6年度に市内40施設で試行的事業を実施したところ、本制度を実施していない近隣他都市の住民からの利用希望があった。令和8年度以降、原則的に自治体間の相互利用は可能とされているなか、こういった利用に制限が設定できない場合、京都市民の利用に制約が生じることを危惧している。
- 令和7年度においては、4月から市内42施設で事業を開始するとともに、更なる施設数の増加も検討している。現行の委託単価について、令和6年度の委託単価から一定の改善が図られたが、専任の保育士を継続的に確保するのに十分な額や報酬体系となっているか等、実施上の課題や各施設における実施状況を把握し、引き続き検証する必要がある。
- 総合支援システムについて、4月1日から運用開始であるにもかかわらず、事前に事業所や利用者向けのマニュアルの配布がなかったことなどから、本市におけるシステムに対する理解に時間を要し、実施施設への展開が遅れるという事態が生じている。

また、システムの構成がわかりにくく、事業所において設定した事業所情報が、意図したとおりに利用者には開示されないなどの問題があることから、制度の適切かつ円滑な運用を実現するために、改善が急務である。

【提案・要望事項】**13 国民健康保険制度の抜本的な改革**

- 1 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現、及び我が国の医療保険制度の将来像の提示
- 2 制度改革実現までの財政措置の拡充

- 被用者保険の適用拡大等により、国民健康保険事業では、被保険者数が減少するだけでなく、所得が低下する一方で医療の必要性が増大する65歳以上の構成割合が大幅に高まるなど、収支構造の悪化が顕著であり、事業主が保険料の半分を負担する被用者保険との保険料負担格差が増大している。
- 高齢者の増加や医療の高度化等により医療費が増大し続ける中、政府においては、今後さらなる被用者保険の拡大を予定されており、現行制度のままでは国民健康保険加入者の負担は更に拡大していくことが見込まれることから、以下のとおりお願いしたい。

1 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現、及び我が国の医療保険制度の将来像の提示

(1) 提案・要望

- 国民健康保険制度について、他の医療保険制度と一本化し、国を保険者とした全ての国民が加入する医療保険制度を構築するなど、抜本的改革を早急に実現すること。また、実現に当たっては、医療保険制度の将来像を広く示すこと。

(2) 現状・課題

- 国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹として極めて重要な役割を果たしているものの、加入者に低所得者や高齢者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。さらに、少子高齢化の進展や、医療の高度化等により、一人当たりの医療費は増加する一方、被用者保険の適用拡大によって、勤労所得を有する被保険者が被用者保険に移行しており、国民健康保険制度を取り巻く環境は厳しさを増している。

(参考) 医療分の1人当たり納付金[※]と1人当たり所得の比較

	平成30年度	令和7年度
1人当たり納付金 (増加率)	80,613円	117,446円 (+45.7%)
1人当たり所得 (増加率)	460,270円	515,275円 (+12.0%)

※ 医療費等をもとに算定される、市町村から都道府県への納付金

(参考) 京都市所得割基礎額階層別世帯数の推移

(各年度末時点)

所得割基礎額 (単位:万円)	平成27年度		平成28年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
0	108,180	49.2%	105,994	49.6%	98,228	50.1%	102,898	52.9%	102,335	53.7%
0超～100	61,016	27.7%	57,829	27.2%	51,804	26.4%	46,616	24.0%	45,125	23.7%
100超～200	29,082	13.2%	28,367	13.3%	26,156	13.4%	23,644	12.2%	23,359	12.3%
200超～300	10,091	4.6%	9,924	4.6%	9,583	4.9%	9,202	4.7%	9,042	4.8%
300超～400	3,969	1.8%	3,860	1.8%	3,804	1.9%	3,924	2.0%	3,709	2.0%
400超～500	2,003	0.9%	2,007	0.9%	1,846	0.9%	2,164	1.1%	1,826	1.0%
500超～	5,753	2.6%	5,633	2.6%	4,679	2.4%	6,040	3.1%	4,766	2.5%
合計	220,094	100.0%	213,614	100.0%	196,100	100.0%	194,488	100.0%	190,162	100.0%
備考			従業員501人～の 事業所に対し 社会保険適用拡大				従業員101人～の 事業所に対し 社会保険適用拡大			

※ 所得割基礎額＝総所得金額－基礎控除額(有所得者1人当たり43万円)

⇒ 所得割基礎額 100 万円 (※) 以下の世帯が約 8 割

そのうち 0 円の世帯の割合は増加しており、更なる低所得化が進んでいる。

(※) 給与所得 1 人世帯の場合、年収約 200 万円

- 京都市では、医療費の伸び等に伴い京都府への納付金が増加する中、一般会計からの多額の財政支援を行うことで被保険者の負担抑制を図っているが、それでもなお、保険料を事業主と被保険者で折半する他の医療保険制度との差は拡大している。

(参考)

給与支払額 430 万円世帯の保険料 (本人負担分) 年額 (介護 2 号被保険者 2 人世帯モデル)

	平成30年度	令和7年度
京都市国保	457,480円 (一般会計からの臨時支援なし)	470,940円 (一般会計からの臨時支援あり 臨時支援がない場合は564,330円)
協会けんぽ	250,344円	250,992円

- 国においては、「保険料水準統一加速化プラン」に基づき、都道府県内における保険料水準の統一に向けた取組を支援しているが、都道府県単位で保険料水準を統一しても、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題の解決には至らず、制度の抜本的な改革が求められる。

2 制度改革実現までの財政措置の拡充

(1) 提案・要望

- 制度改革実現までの間、以下のとおり財政措置を拡充し、財政基盤のより一層の強化を図ること。
 - ・ 国庫負担率の引上げ
 - ・ 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
 - ・ 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充

(2) 現状・課題

- 国においては、平成 30 年度の都道府県単位化に伴い財政支援を拡充（全国で約 3,400 億円）され、また、「保険者支援制度」において、保険料軽減世帯数に応じた支援が行われてきたものの、他の医療保険制度との保険料負担の差は改善に至っていない。
- 京都市では、医療費の伸び等に伴い京都府への納付金が増加する中、従来から基金や一般会計からの多額の臨時支援により保険料を抑制してきたが、基金が枯渇し、こうした措置は限界を迎えていることから、令和 7 年度から 5 年間かけて臨時支援を段階的に解消しつつ、1 人当たり納付金の伸びを保険料に反映していくこととしている。

(参考) 京都市 1 人当たり保険料の推移



- これにより、京都市の国保被保険者の負担は年々増加する見込みとなっており、他の医療保険との格差は拡大していくこととなるため、抜本的な制度改革の実現を待っていただける状況ではなく、早急な財政支援の拡充が必要である。

【提案・要望事項】

14 福祉施策の更なる充実と十分な財政支援

- 1 障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善
- 2 福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置
- 3 医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療従事者の確保に対する支援

- 今般、障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関し、国庫負担基準の見直し等、市町村の超過負担の解消に向けた適切な財政措置が行われるよう提言してきた。
- 令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定では、国庫負担基準の見直しにより、一定の改善はなされたものの、改善幅はわずかであり、超過負担の抜本的な改善には至っておらず、政府が推進している障害者の地域移行を進めれば進めるほど市町村の超過負担が増える構造は変わっていない。
また、サービス報酬や国庫負担基準は原則3年に1回、見直されるが、令和4年10月に臨時的に実施された処遇改善の際には、サービス報酬のみ引き上げられ、国庫負担基準は改定されなかったことが、超過負担拡大の要因となっており、今後、臨時のサービス報酬改定が行われた場合、超過負担の更なる拡大が懸念される。
- 上記に加え、引き続き物価高騰や、春闘において昨年引き続き高水準でのベースアップが見込まれる中で、医療機関や介護事業者等からは「経営や人員確保が厳しい」との声が聞かれているところであり、以下のとおりお願いしたい。

1 障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善

(1) 提案・要望

- 居宅介護（ホームヘルパー）、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎とする財政措置を行うこと。
上記を実現するまでの対応として、速やかに以下の措置を講じること。
 - ・ 居宅介護の介護保険対象者の国庫負担基準単位について、障害支援区分5、6の単位数を引き上げるとともに、障害支援区分1～4の国庫負担基準を創設すること。
 - ・ 介護保険対象者に加え、介護保険非対象者の重度訪問介護利用に係る障害福祉サービスの国庫負担基準について、実態に応じて引き上げること。
 - ・ 処遇改善等によりサービス報酬を改定する場合は、その都度、国庫負担基準に反映すること。

(2) 現状・課題

- 各市町村においては、個々の障害の程度や状態に応じて適切なサービス量の決定を行っている中、利用者の増加、障害の重度化や家族の高齢化により、必要なサービス量の増加が進展している。

- 障害者総合支援法において、障害福祉サービス費用は、国が費用の1/2を負担することが義務付けられている（地方財政法第10条で定める国庫負担金）一方、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、法の趣旨を超え、政令において別途設定された国庫負担基準に基づき、国の負担範囲を限定しており、市町村の支給決定と国庫負担基準が大きく乖離している。
- このため、市町村に多額の超過負担が生じており（指定都市の総額で277億円（令和5年度実績））、地方財政法第18条で規定されている「必要で且つ十分な金額を基礎として」算定されるべき国庫負担金が、全くあるいは十分に算定されていない状況である。本来であれば、国・都道府県において負担されるべき費用を市町村が負担する状況となっているが、多額の費用を肩代わりすることは既に限界にきており、このような状況が続けば、障害のある方が必要とするサービスを、不足なく提供することができなくなる恐れがある。また、このような現行の国庫負担基準は、国が地方公共団体に負担を転嫁することを禁止する地方財政法第2条第2項の規定にも反するおそれが強い。

（参考）京都市における超過負担の推移

（単位：億円）

年度	訪問系サービスの利用者数	訪問系サービス給付費(A)	国基準額(B)	国負担額(C)=B×1/2	府負担額(D)=B×1/4	本来市負担額A×1/4	超過負担額(A-B)×3/4
R2	6,275人	132.2	102.5	51.0	26.0	33.1	22.3
R3	6,492人	148.5	109.3	55.0	27.0	37.1	29.4
R4	6,980人	164.2	118.5	59.0	30.0	41.0	34.2
R5	7,599人	187.6	128.8	64.0	32.0	46.9	44.1
R6(3月末)	7,975人	208.2	139.3	70.0	35.0	52.1	51.7

＜参考＞居宅介護及び重度訪問介護の利用実績

		令和元年度	令和5年度	伸び率
居宅介護	時間	98,609	126,947	128.7%
	人数	3,507	4,399	125.4%
重度訪問介護	時間	111,464	163,673	146.8%
	人数	352	448	127.3%

※ 各年度末(3月)の1箇月当たりの時間・人数

- とりわけ、65歳以上の場合、居宅介護は、同様のサービスがある介護保険制度を優先利用してもなお不足する分を障害福祉サービスで上乗せすることが認められているにもかかわらず、以下のとおり、十分な国庫負担金が支給されていない。
 - ・ 新設された単位数は、介護保険非対象者の基準に比べて著しく低い。
 - ・ 新設された区分6の単位数をヘルパー支援（身体介護）の時間に換算すると、月3時間程度にしかならず、それ以上利用した場合は、超過分はすべて市町村負担となる。

【令和6年度見直しによる単位数の新設】

障害支援区分	65歳未満の障害者	65歳以上の障害者※	
		令和5年度以前	令和6年度以降
区分1～4	6,410～14,320 単位	対象外	対象外
区分5	20,980 単位		1,100 単位
区分6	28,800 単位		1,810 単位

※ 介護保険で一定のサービスを利用可能

【65歳以降も居宅介護の利用が必要な方の場合の具体例】

64歳の場合：障害サービスを90時間（3時間/日×30日）利用

65歳の場合：介護保険で30時間

障害サービスで60時間利用

（うち3時間分のみ措置（今回拡充）、57時間分は超過負担）

- 65歳以上か未満かに関わらず、重度訪問介護の国庫負担基準と実際の利用時間には大幅な乖離があり、利用者一人あたり多額の超過負担が発生する。

重度訪問介護による24時間介護を必要とする場合のイメージ

<64歳以下>				<65歳以上>				
歳出				歳出				
約2,200万円				約2,200万円				
歳入				歳入				
国	府	市		国	府	市		介護保険
350万円	175万円	1,125万円 超過負担	550万円 本来負担	115万円	58万円	1,327万円 超過負担	500万円 本来負担	200万円

2 福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置

(1) 提案・要望

- 介護・障害福祉サービスのニーズは今後も増加が見込まれるが、他産業よりも賃金が低い等の状況もあり、深刻な人材不足の状況にある。これらのサービス提供に必要な福祉人材を安定的に確保していくため、他産業の賃上げ率を上回る処遇改善を間断なく実施すること。
- 令和6年度の報酬改定の影響について、介護事業者等の現場の実態を引き続き調査・検証すること。とりわけ、減額改定した訪問介護事業所について、令和7年度調査における調査項目拡充を確実に実施し、詳細な実態把握を行うこと。その結果、介護従事者の処遇の改善及び経営の安定化に資する対策を早急に検討し、必要があると認めるときは、3年に1度の報酬改定の時期を待たずして速やかに措置を講じること。また、介護報酬の増額改定等を行う場合は、保険料や利用者負担の引上げにつながらないよう全額国庫で賄うなど、必要な措置を講じること。

(2) 現状・課題

- 令和4年度厚生労働白書によると、介護・障害関係の平均給与は月額換算で29万円程度となっており、全産業平均の35.5万円を2割程度下回っている。

- 政府は、物価安定の目標を消費者物価指数の前年比上昇率+2%と定めるとともに、物価上昇を上回る所得増（賃上げ）を掲げている。
- 介護・障害福祉サービスでは令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップが行われるよう報酬改定が行われているが、令和6年（2024年）春闘の平均賃上げ率は+5.1%となっており、令和7年春闘の平均賃上げ率も5%を超える見込みであることから、介護・障害関係と全産業との給与の差がより一層拡大することが懸念される状況。

3 医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療従事者の確保に対する支援

(1) 提案・要望

- 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者の確保及び労働、就業等の環境整備、改善を図るため、以下のとおり支援策を講じること。
 - ・ 診療報酬について、物価・賃金の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること
 - ・ 都道府県や政令指定都市等が行う対策等を支援するなど、医療従事者の確保に向けた対策を講じること

(2) 現状・課題

- 令和6年4月からの医師の時間外労働の上限規制等により、大学病院からの医師派遣の縮小等、民間のみならず、地域医療を支える公的医療機関においても従来通りの医師確保が困難となってきたほか、令和6年度の診療報酬改定後も、物価高騰及び人件費の上昇により、医療機関の経営状態は悪化している。
- 京都市においても、一般の診療所等が休診している夜間休日における地域の初期救急医療を担う京都市急病診療所において医師確保が困難となっている状況があるほか、市内の看護専門学校において、少子化に伴う受験希望者の減少を受け、閉校の方向性が示されるなどといった状況がある。

【提案・要望事項】

- 15 自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決**
- 1 大都市特有の事情も考慮した必要額の早急かつ全額措置**
 - 2 円滑かつ安全な移行を実現できるIT技術者確保の環境整備**

- 京都市では、「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」に向け、国に歩調を合わせ、標準化への対応を進めている。この間、累次にわたり、財政措置の拡充をはじめとする提案・要望を申し上げてきたところ、デジタル基盤改革支援基金の大幅な増額や、指定都市要件などの標準仕様見直しが進められるなど、対策を講じていただいた。
- また、令和6年12月に改定された標準化基本方針において、令和8年度以降も国として積極的な支援を行う方針が示され、本市としても、引き続き国との緊密な連携の下、円滑かつ安全な標準化移行に向け、取り組んでいく所存である。
- 一方で、標準化の実現に向けては、様々な課題がなお山積している状況にあることから、引き続き、自治体と緊密な情報共有・意見交換を行いながら、取組を進めていただきたい。とりわけ以下の事項については、自治体の努力はもとより国による更なる対策が不可欠であることから、重点的に提案・要望を行うものである。

1 大都市特有の事情も考慮した必要額の早急かつ全額措置

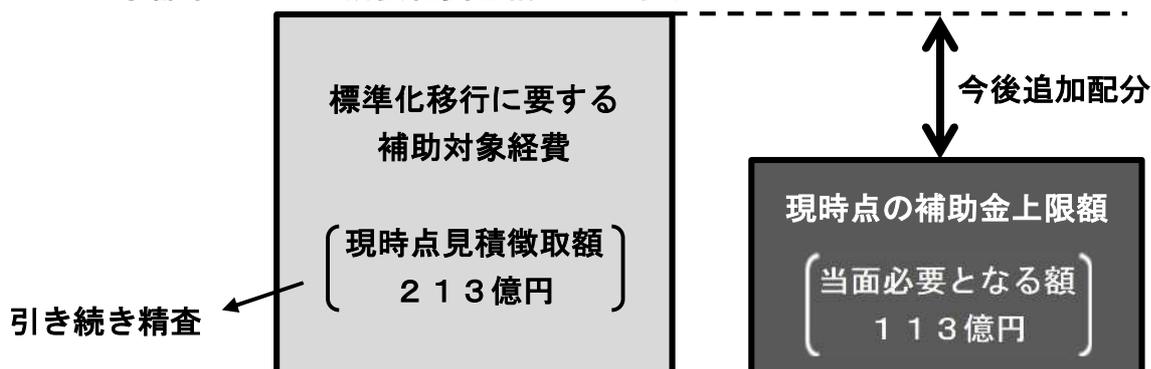
(1) 提案・要望

- 京都市では引き続き経費の精査に努めるが、見積りの分析や事業者との協議に当たっては、国におかれても、全国の自治体・事業者を広く俯瞰された知見から助言・支援いただきたい。そのうえで、所要額については、調達に支障を来すことのないよう早急に全額措置すること。

(2) 現状・課題

- 標準化は、法律で新たに義務付けられたものであることから、移行に要する経費については、国の責任において全額国費により措置することを要望してきた。
- 令和5年度及び6年度の補正予算によりデジタル基盤改革支援基金が1,825億円から7,182億円へと大幅に増額され、自治体ごとの実情により即した補助上限額が設定されることとなったが、指定都市に関しては、標準仕様の指定都市要件が未確定であったことから、当面必要となる額のみ措置とされ、今後、改めて所要額を追加配分することとされている。

<京都市における所要経費と補助金の状況>



2 円滑かつ安全な移行を実現できる IT 技術者確保の環境整備

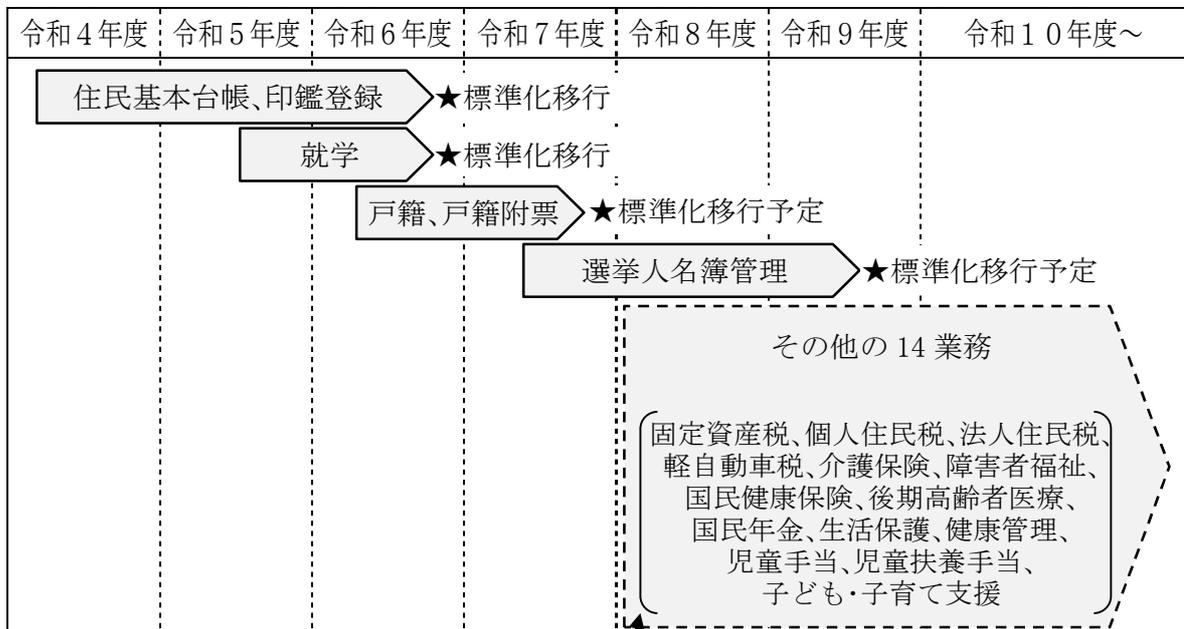
(1) 提案・要望

- 標準化の対象システムは、住民基本台帳、税、福祉など、行政サービスの根幹を担う重要な情報システムであることから、円滑かつ安全な移行に向けて限られた IT 技術者を集中できるような環境整備を行うとともに、事業者に対する技術的支援を十分に講じること。

(2) 現状・課題

- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、あらゆる行政分野において、デジタル化への対応が喫緊の課題であることに加え、国が進める新たな政策への対応に係るシステム改修のため、全国的に IT 技術者がひっ迫している。
- 京都市においても、各事業者から、IT 技術者のひっ迫に伴い、指定都市要件に対応した標準準拠システムのリリースになお時間を要する見込みであることや、移行作業に従事する要員の確保が難航していることなどを聴取している。こうしたことから、標準化対象 20 業務のうち 14 業務については、標準準拠システムへの移行時期が未確定となっている。また、一部の業務においては、受託事業者確保の目途も立っていない。
- 一方、現行システムの運用に従事する IT 技術者もひっ迫しており、このままでは標準化移行までの間の安定的な行政サービス継続に大きな支障を来しかねない状況である。

<京都市における標準化移行スケジュール(標準準拠システムへの移行作業期間)>



IT 技術者のひっ迫により、標準化移行時期が未確定であるうえ、標準化移行までの間の現行システム維持・運用も困難となるおそれがある。

【提案・要望事項】

16 気候変動対策等の更なる推進に向けた取組の強化・支援の拡充

- 1 2050年カーボンニュートラルに向けた取組の強化
- 2 生物多様性の保全及び持続可能な利用の取組の裾野拡大に向けた支援
- 3 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る交付率嵩上げ要件の拡充
- 4 良好なまちなみ・生活環境の維持のため、多様な主体が一体となって行う取組に対する支援

- 2050年カーボンニュートラルに向けた自治体独自の再エネ拡大・省エネ促進施策に対し、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」による手厚い御支援をいただいていることに御礼申し上げます。
- また、従前から、「生物多様性保全推進支援交付金」において、きょうと生物多様性センター推進事業をはじめとした市域の取組を御支援いただいているほか、一般廃棄物処理施設の整備に当たっては「循環型社会形成推進交付金」等により御支援いただいております。重ねて感謝申し上げます。
- 喫緊の課題である気候変動対策等の更なる推進に当たっては、国による取組の先導・支援が不可欠であることから、以下のとおり求める。

1 2050年カーボンニュートラルに向けた取組の強化

(1) 提案・要望

- これまでの延長にとどまらず、取組を一層加速するための新たな技術・製品の早期の実装・普及に向け、以下のとおり求める。
 - ・ ペロブスカイト太陽電池の早期の社会実装に向けた取組を強化すること
 - ・ 水素と二酸化炭素から合成（メタネーション）された合成メタンの導入に係る基盤技術の確立等に向けた取組を強化すること
- 地域脱炭素に向けた地方自治体独自の再エネ拡大・省エネ促進施策に対する十分かつ継続的な財政措置等を行うこと。

(2) 現状・課題

- 京都市は、京都議定書誕生の地として、これまで、全国で初となる地球温暖化対策に特化した条例を制定し、いち早く2050年のCO2正味ゼロを目指すことを表明するなど、市民、事業者と一体となって先駆的な取組を進めてきた。
一方、温室効果ガス排出量については、直近の2022年度で、基準年度である2013年度と比べ22.6%減と着実に減少しているものの、近年、特に、他部門に比べて排出量が多い民生部門（家庭・業務）で削減ペースが鈍化傾向にある。
- これまでの延長にとどまらず、取組を一層加速するためには、地域特性に応じた自治体の独自性・先進性の高い取組が積極的に展開できるよう継続的に支援し、地域から経済や暮らしの豊かさと脱炭素を同時に実現することに加えて、課題を突破

する新たな技術・製品の早期の実装・普及が不可欠である。

- 国においては、軽量・柔軟等の特徴を兼ね備え、耐荷重性の低い建築物等へも設置が可能となるペロブスカイト太陽電池について、再エネ導入拡大と地域共生の両立が期待されるものとして、第7次エネルギー基本計画にもその導入が位置付けられ、京都市にゆかりのある企業等も参画し、量産技術の確立や生産体制整備等が推進されている。

京都市の再エネポテンシャルを踏まえ、屋根置き太陽光発電の更なる拡大を図ることが不可欠であり、設置可能な建築物等が大幅に広がるペロブスカイト太陽電池の導入は、脱炭素社会の実現に向け重要である。早期の社会実装に向け、更なる取組の強化を図りたい。

- また、国においては、都市ガス分野の脱炭素化に向け、水素と二酸化炭素から合成（メタネーション）された合成メタンの導入を図るため、生産効率を飛躍的に高める革新的メタネーションの基盤技術確立等にも取り組んでいる。

京都市の二酸化炭素排出量の約2割を都市ガス由来が占めており、削減に向けて高効率給湯器の導入支援等に取り組んでいるが、設置制約がある集合住宅・狭小住宅なども市内には多いのが実情である。排出量削減を進めるためには、新たな技術の活用も必要であり、その確立等に向けた取組の強化を求める。

- 京都市では、市民・事業者とともに、再エネ導入及び省エネ対策を促進するための取組として、条例により、全国で初めて導入した建築物の再エネ設備設置義務や、全国唯一である中規模事業者のエネルギー消費量等報告義務を制度化しており、これと連動した一層の取組促進のための補助制度を、重点対策加速化事業において進めているところである。こうした自治体独自の先進的な取組について、国として十分かつ継続的な財政措置等を行い、地域脱炭素を推進していくことが不可欠である。

2 生物多様性の保全及び持続可能な利用の取組の裾野拡大に向けた支援

(1) 提案・要望

- 地域における、生物多様性の主流化に向けた取組を支援するため、財政支援を拡充するとともに、取組を支える、暮らし・企業活動と地域の生物多様性との身近な関わりなどの情報資源を整理・活用する仕組みを検討すること。

(2) 現状・課題

- 継続的な生物多様性の保全活動への交付金や、令和7年度からの「自然共生サイト」に係る税制優遇や支援メニューの創設は、既に活動している団体等を強力に後押しするものと認識している。
- 一方、生物多様性を巡る危機的な状況を打破するためには、無関心な個人や生物多様性と事業活動の関係性を認識できていない企業など、あらゆる分野の主体が状況を理解し、誰もが「自分ごと」として行動し、取組の裾野を飛躍的に拡大することが必要である。
- 京都市では、令和7年度から着手している「生きものむすぶ・みんなのミュージアム」において、生物多様性情報と京都の魅力（水、食、京町家、伝統、旅など）を掛け合わせた情報を収集・整理・公開し、その情報を基に多様な主体が交流する機

会をつくるとともに、自ら考え行動し、集うことで新たな活動が生まれるようなシームレスな仕組みを構築する。

- 無関心な個人や、生物多様性と事業活動の関係性を認識できていない企業などの行動変容を促すためには、いわゆる生きもの情報はもちろんのこと、京都の魅力に関するものを含め、幅広く膨大な情報を収集・整理し、様々な分野との関連性を分析し、参加者や企業などが「自分ごと」と認識できるよう情報公開することが肝要である。
- こうした取組を後押しするため、先進事例となる事業への財政支援はもとより、国において運用している生物多様性情報システムのほか、生物種等の情報だけでなく、暮らし・企業活動と地域の生物多様性とが身近な関わりがあることを分かりやすく整理・分類等し、地域において活用しやすい形式で公開する仕組みの検討を求める。

3 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る交付率嵩上げ要件の拡充

(1) 提案・要望

- 循環型社会形成推進交付金等における、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る交付率嵩上げ要件について、一定の施設数の減及び構成市町村数の増となる場合だけでなく、効率的なごみ処理を行い得る一定以上の規模を有する施設へ集約化を行う場合についても適用すること。

(2) 現状・課題

- 国においては、平成9年の「ごみ処理の広域化計画について（通知）」の発出以降、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進してきており、令和6年3月には、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素も推進していくため、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要とし、各都道府県における「長期広域化・集約化計画」の策定と、これに基づく安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進について通知された。
- 循環型社会形成推進交付金等においては、「先進的な広域化・集約化の促進」に対して交付率の嵩上げが行われているが、嵩上げの要件が施設数の減少及び構成市町村の増加の観点のみとなっている。
- 小規模施設の数を減らすインセンティブにはなるものの、広域化・集約化により適切な施設規模を確保する観点が考慮されていない。例えば、大都市の大規模施設で近隣の小規模自治体の少量のごみを含めて処理することにより、CO2 排出量の削減やエネルギー回収の観点から効率的なごみ処理体制を構築することができると考えられ、こうした効率的な施設整備へのインセンティブとなるよう、要件の見直しを求める。

4 良好なまちなみ・生活環境の維持のため、多様な主体が一体となって行う取組に対する支援

(1) 提案・要望

- 観光地における散乱ごみ対策をはじめ、良好なまちなみ・生活環境を維持していくために、地域団体、事業者、行政などの多様な主体が一体となって検討・実施する取組に対し、継続的な支援制度の創設などの支援策を講じること。

(2) 現状・課題

- 市民・来訪者双方にとって快適で良好なまちなみ・生活環境を維持するに当たってのごみに関する課題や求められる対策は、地域によって異なるとともに、行政だけで解決することは困難であることから、地域と課題を共有し、地域団体、事業者、行政などが一体となって対策に取り組むことが必要である。
- 京都市では、コロナ禍後の観光需要の回復により、観光時の買い物や飲食等の様々な場面で、多くのごみが排出されており、ごみの出し方の啓発や散乱ごみ対策は重要な課題の一つになっている。
- 地域からの散乱ごみ対策に関する相談が多数寄せられる中、京都市では、各地域の実情に応じ、多様な主体を巻き込んだ取組の検討・実施に注力している。例えば、祇園地区においては、事業者の寄付によりスマートごみ箱を地域全体に設置するほか、地域有志と行政が連携した美化活動を実施している。嵐山地区においては、事業者等の寄付を受け市が設置したスマートごみ箱の管理への地域の協力、テイクアウト店舗を中心とした事業者によるごみ箱の設置など、地域団体、事業者、行政などの多様な主体が連携・協力して散乱ごみ対策に取り組んでいる。
- これらの先進的な取組が、より多くの地域で展開されるよう、国による支援を求める。

【提案・要望事項】

17 持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等

- 1 バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等
- 2 まちづくりと連動した「共創」の取組を強化するための予算枠の拡大
- 3 地域の実情や課題を踏まえたライドシェア事業の制度の構築
- 4 白タク行為への実効性のある対策の検討
- 5 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実
- 6 自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実

- 国においては、この間、地域公共交通の維持・確保や、利便性・効率性の向上に資する予算を大きく確保いただき、御礼申し上げます。
- 社会にとって重要な役割を果たし、必要不可欠である地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするためには、自治体による支援はもとより、国による十分かつ安定的な支援が必要不可欠であり、以下のとおりお願いしたい。

1 バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

(1) 提案・要望

- 深刻な担い手（運転士、整備士等）不足にあるバス事業者の担い手を確保するため、採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減や採用者数増加に向けた処遇改善、労働環境改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年4月からの運転士の労働環境改善を目的とした制度改正の影響等もあり、担い手不足は深刻化する一方である。京都市内でも、運転士不足を理由としたバス路線の廃止や減便等が相次いでおり、市バス事業においては令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出したところである。持続可能な公共交通の維持・確保のためには、事業者による取組と、それに対する国と地方による財政支援が不可欠である。

※ 京都市では、令和7年度に、運転士の確保・定着を目的としたバス事業者への支援として、これまでの労働環境改善に資する取組に加え、新たに従業員の住宅確保に係る住宅改修に要する経費への補助を行うこととするなど、支援を強化している。

- 全国の大規模二種免許保有者は令和5年に約78万人いるが、毎年、約2万人ずつ免許保有者が減少し、免許保有者のうち過半数（59.8%）の人が60歳以上という状況である。現在の路線を維持する前提であれば、令和6年には約2.1万人、令和12年には約3.6万人の運転士が不足すると見込まれている。令和6年のバス運転

士の年間所得額は461万円で、全産業平均527万円より約1割低い状況にあり、こうした実情も、運転士不足に拍車をかけているものと考えられる。

- 京都府内においても、バス事業者の担い手不足は深刻化しており、この間、京都府内の大型二種免許交付件数は約4割減少（R1：275人→R5：174人）している。

2 まちづくりと連動した「共創」の取組を強化するための予算枠の拡大

(1) 提案・要望

- 持続可能な公共交通の構築に向けて、交通を地域の暮らしと一体として捉え、まちづくりと協働した取組を進めていくため、事業者間の連携による運賃制度のシームレス化に向けたキャッシュレス決済の機能強化や、地域の多様な関係者の協働による取組への支援を充実すること。

(2) 現状・課題

- 人口減少の本格化や公共交通を支える担い手不足の深刻化など、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、交通ネットワークの維持・確保を図るには、交通事業者間の連携に加えて、交通以外の分野とも垣根を超えて連携し、それぞれが「自分ごと」、「みんなごと」として考え、地域全体で取り組む必要がある。
- この間、数多くの交通事業者がネットワークを構築しているという「京都ならではの」特徴をいかし、事業者間の連携による取組が進められてきた。
- さらに、京都市西部に位置する洛西地域においては、まち開きから47年を経過した洛西ニュータウンを中心とした地域の活性化に向けて、令和5年度に「洛西“SAIKO”プロジェクト」を立ち上げ、軸となる取組の一つである「交通のバージョンアップ」の実現に向けて、運賃制度のシームレス化やまちづくりの動きと連携したバス路線の再編に取り組んでいる。

※ 本取組は、国の「共創・MaaS実証プロジェクト」の共創モデル実証運行事業の一つに採択いただいた。

- 京都市では、令和6年度に、東部に位置する山科区・伏見区醍醐地域において、地域の持つ魅力や活力を最大限生かし、活性化に向けた取組を進めるため「meetus山科－醍醐」を立ち上げ、多様な関係者が連携しながら、洛西地域と同様、交通環境の充実にも取り組むこととしている。
- 厳しい状況にある地域公共交通の維持・確保が全国的な課題となっており、事業者間の連携による運賃制度のシームレス化に向けたキャッシュレス決済の機能強化や、「共創モデル実証運行事業」等の、地域の多様な関係者の協働による取組への支援に対する需要が高まっていることから、予算枠の拡大が必要である。

3 地域の実情や課題を踏まえたライドシェア事業の制度の構築

(1) 提案・要望

- ライドシェアに関しては、エリア、時期・時間帯によりタクシーに乗りにくいという、京都市が抱える課題の解決につながることを期待される一方で、京都市の実情を踏まえれば、次の3点につき配慮をしていただきたい。
 - ・ 利用者の安全・安心が確保されるよう、ドライバーの運行管理や車両の点検整備が徹底されること
 - ・ 観光ピーク時に、東山や嵐山などに車両が集中するなど、市民生活や道路交通に支障をきたさないこと
 - ・ 収益性の高い部分だけ参入し、地域の足を広く担う鉄道やバス、タクシー事業者の経営や雇用に悪影響を及ぼさないことについては、真に市民の足の確保となる効果的なものとなるよう、地域における実情や課題を踏まえ、その実情を反映した制度設計とすること。

(2) 現状・課題

- 令和6年4月から開始されたタクシー会社が主体となるライドシェアの仕組み（日本版ライドシェア）は、京都市の実情も踏まえてご検討いただいたものと考えている。しかし、京都市内といっても、エリアによって交通手段の確保などの課題は全く異なり、都市部や人が集まる場所の収益率が高まることは明らかである。国において、「交通空白」解消本部を立ち上げられ、日本版ライドシェアのバージョンアップに向けた検討が行われている中、都市の中心部のみならず、タクシーが不足しがちな周辺部・郊外部にも、広く市民の移動機会を確保されるよう配慮されることが必要である。

4 白タク行為への実効性のある対策の検討

(1) 提案・要望

- 国の許可を得ず、一般のドライバーが自家用車を使って有料で乗客を送迎する違法行為（いわゆる白タク行為）について、実効性のある対策を検討すること。

(2) 現状・課題

- 訪日外国人観光客が多数訪れる京都市内の観光地や主要駅等においては、白タク行為が疑われる車両が、時期や曜日を問わず日常的に見受けられる状況にある。
- 白タク行為が、タクシーが客待ちできない道路や駅の乗降場等において行われることで、混雑が生じ、他の車両の通行に支障をきたすほか、タクシー事業者や物流事業者、観光事業者等から、「違法な白タク行為により事業活動が阻害されている」との苦情が京都市に寄せられている。
- 白タク行為は、金銭の受け渡しを立証する必要があるなど、摘発等を行うことは難しい状況であると認識しているが、違法行為によって市民生活や事業活動への影響が生じているため、更なる対策が求められる。

5 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実

(1) 提案・要望

- 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（幹線補助）や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助）による安定的な財政支援を行うとともに、フィーダー補助の上限額の引上げ、類似のバス路線を維持するための国庫補助の創設など、更なる制度の充実を行うこと。

(2) 現状・課題

- 以下のバス路線は、市内山間部と市街地を結ぶ唯一の公共交通機関であるが、国の幹線補助・フィーダー補助を活用することで、かろうじて路線を維持している。

《幹線補助路線》

京阪京都交通（原・神吉線）、西日本 JR バス（高雄・京北線）、京阪バス（京都比叡平線）

《フィーダー補助路線》

京都市北区雲ヶ畑バス「もくもく号」、京都市山科区小金塚地域循環バス



京阪京都交通
（原・神吉線）



西日本 JR バス
（高雄・京北線）



雲ヶ畑バス
「もくもく号」

- 上記路線に加えて、他の路線についても運営状況は厳しく、路線を維持するために幹線補助及びフィーダー補助の潜在的な需要は高まっているが、こうした路線は元々経常赤字路線であるため、幹線補助やフィーダー補助といった財政支援がなくなれば路線廃止に直結しかねない。
- フィーダー補助については、自治体ごとに補助上限額（令和6年度：対象人口×120円+2,300千円（定額））が設定されており、既に大部分を活用していることから、追加で活用できる金額は僅少となっている。

また、令和7年度から、小金塚地域循環バスにも活用するため、補助上限額を超過する見込みである。

<フィーダー補助額（令和6年度）>

補助上限額（A） （京都市）	補助算定額（B） （雲ヶ畑）	（A）－（B）
2,315千円（※）	1,579千円	736千円

※ 対象人口（雲ヶ畑：124人）×120円+2,300千円（定額）

- 京都市では、市民生活に必要な不可欠な路線を維持し、「市民の足」を確保するため、令和6年度に新たな運行補助制度を創設した（令和7年度予算 327,000千円）。厳しい状況にある地域公共交通の維持は全国的な課題であり、国による更なる財政支援が不可欠である。

6 自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実

(1) 提案・要望

- 地域が主体となって運行する自家用有償旅客運送や無償運送に対する支援制度の創設など、地域又は支援を行う自治体に対する国庫補助及び地方財政措置の充実を行うこと。

(2) 現状・課題

- 高齢化の進行に伴い、移動需要の多様化(近距離移動、小規模輸送等)が進んでいるが、交通事業者においては、近年のバス運転士不足やコロナ禍でのライフスタイルの変容による利用者減等により、これらの需要に応じて路線・ダイヤの拡充を図ることは難しい。このような状況において、地域の共助の取組として住民主体の運送サービス(自家用有償旅客運送及び無償運送)の必要性が高まっている。
- しかし、自家用有償旅客運送の場合、運賃収入だけで運行経費を賄えない、あるいは運賃が高額化する可能性が高く、公的支援等がなければ実施することが難しい。また、無償運送では、自家用有償旅客運送と比べて、利用者から収受できる経費が極めて限定(ガソリン代等の実費のみ)されており、運営に必要な諸経費(事務費、人件費等)を調達することができないことから、安定的な運行体制の構築が難しい。
- 京都市では、地域団体等が主体となった「住民バス」など、地域の共助による生活交通確保に向けた取組に対し、「地域主体の生活交通確保支援」制度により支援しているが、こうした移動需要の高まりに対応するには多額の財政負担が生じることから、国からの更なる財政支援が不可欠な状況である。

【提案・要望事項】

18 市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援

1 市バス事業への支援

- ① 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
- ② 深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等
- ③ 公営企業債（脱炭素化推進事業）の制度継続
- ④ デジタル活用推進事業債の対象拡充

2 地下鉄事業への支援

- ① 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
- ② 地下高速鉄道整備事業費補助の継続・対象拡充
- ③ 公営企業債（脱炭素化推進事業）の制度継続

- 国においては、アフターコロナにおいて観光客が回復する中での混雑対策として、観光施設に直行・急行する路線バスの導入促進に向け、バス運賃制度の規制緩和をさせていただいたことで本市観光特急バスの導入が実現したことや、新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営状況にある市バス・地下鉄事業に対して、資本費平準化債の発行対象拡充、地下高速鉄道整備事業費補助の補助対象拡充、特別減収対策企業債の廃止に伴う交通事業債（経営改善推進事業）の創設をさせていただいたことに御礼申し上げます。
- 市バス・地下鉄事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、両事業が市民生活と多様な都市活動を支える役割を果たせるよう、以下のとおり支援をお願いしたい。

1 市バス事業への支援

(1) 提案・要望

- お客様の御利用数は、いまだコロナ禍前の水準まで回復しない中、一部観光地における混雑対策に加え、運転士をはじめとする担い手確保に向けた処遇改善のための人件費、物価高騰による経費の増加が続く見通しであり、車両・設備の老朽化対策の負担が大きいことなどから厳しい経営状況にある公共交通を維持・確保していくため、支援制度を構築すること。
- 全国的にバス運転士不足の中、本市においても深刻な担い手（運転士、整備士）不足にあり、令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出した。市バス事業の担い手を確保するため、採用者数増加に向けた採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減や処遇改善、労働環境改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。
- 安全・安心、SDGs、省エネ、脱炭素に資するバス車両導入に活用できる公営企業債（脱炭素化推進事業）について、令和7年度までの措置とされているが、令和8年度以降も継続すること。
- デジタル活用推進事業債について、市バス事業そのものが地域住民への直接的なサービス提供であることから、市バス運行に用いる勤怠管理システム等、バックヤードの巨大システムの再構築についても対象とすること。

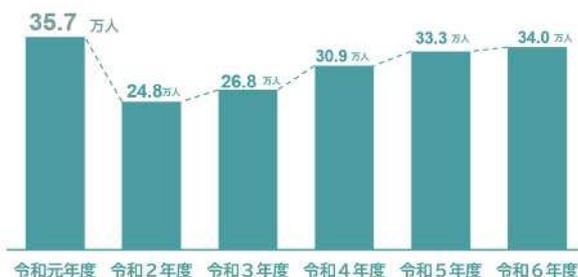
2 地下鉄事業への支援

(1) 提案・要望

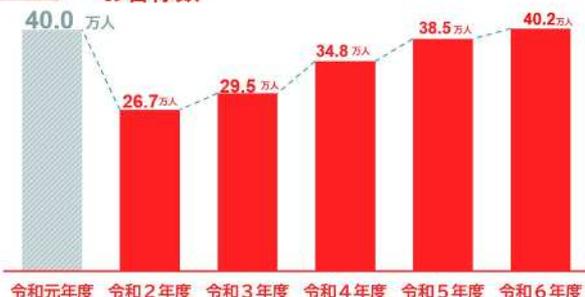
- お客様の御利用数は、いまだコロナ禍前の水準まで回復しない中、運転士をはじめとする担い手確保に向けた処遇改善のための人件費、物価高騰による経費の増加が続く見通しであり、車両・設備の老朽化対策の負担が大きいことなどから厳しい経営状況にある。加えて、過去に発行した企業債償還に係る後年度の負担が大きい地下鉄事業の特性を踏まえ、支援制度を構築すること。
- 老朽化対策への支援として、「地下高速鉄道整備事業費補助」を鉄道既存設備の改修・更新にも活用できるよう制度を拡充することに加え、安全対策への支援として、可動式ホーム柵等のバリアフリー対策や駅出入口等の浸水対策に対する補助制度を継続するとともに、補助金の所要額を確保すること。
- 安全・安心、SDGs、省エネ、脱炭素に資する駅等のLED化推進に活用できる公営企業債（脱炭素化推進事業）について、令和7年度までの措置とされているが、令和8年度以降も継続すること。

< 1日当たりのお客様数（速報値） >

市バス -お客様数-



地下鉄 -お客様数-



3 市バス・地下鉄の経営状況

- コロナ禍前においても、市バス事業は、1 / 4の黒字路線が3 / 4の赤字路線を支える構造であり、また、地下鉄事業は東西線建設に際して要する経費が大幅に増加したことで建設に係る企業債償還の負担が非常に大きく、現金収支により返済を賄いきれていないことなど、両事業とも厳しい状況が続いていた。
- 加えて、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、運賃収入が大きく減少し、地下鉄事業は令和2年度決算で財政健全化法に基づく経営健全化団体となり、市バス事業は令和3年度から累積資金不足が生じた。
- テレワークなどの新たな生活様式の定着等により、コロナ禍前の状況までお客様数の回復が見込めない中、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン（2019-2028）」に掲げた事業運営の基本的な方針は引き継ぎつつ財政面での計画を中心に見直すこととし、令和4年3月に「経営ビジョン【改訂版】」を策定した。
- アフターコロナにおいて、一定程度市バス・地下鉄の御利用は回復基調にある。一方、令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出したとおり、担い手不足の深刻化により御利用に応じた減便等を含めた路線・ダイヤの見直しを実施せざるを得ないなど市バスネットワークを守っていくことが非常に厳しい状況にある。
- そのような中、市バス事業は、観光利用による一部路線・時間帯における混雑緩和や輸送の安全確保のための車両・設備の老朽化等への対策はもちろん、高止まりを続ける軽油価格をはじめとする燃料費、また、調達価格の上昇を背景とした経費の増嵩への対応など、経営環境は厳しさを増している。
- 地下鉄事業は、令和4年度決算をもって経営健全化団体から脱却したものの、人件費、物価等の高騰が見込まれる中、可動式ホーム柵の烏丸線への全駅設置の実施や、老朽化が進む施設・設備の更新、安全対策等に今後、多額の経費が必要となる見込みである。加えて、過去に発行した緩和債や平準化債の償還のピークを迎える状況にあることなどから、この先も厳しい経営状況が続く見通しである。

4 持続可能な事業運営に向けて

- 市バス・地下鉄事業は、市民生活と都市の成長戦略を支えるうえで必要不可欠であり、引き続き両事業の持続可能な事業運営に全力で取り組む。
- 明確な理念に基づく“なりふり構わない経営改善”に取り組み、より一層の経営健全化を推進する。また、「担い手不足への対応」と「市バスの混雑対策」を喫緊の重要課題に位置付け、地下鉄を含めたネットワークを守るため、職員の処遇や職場環境の更なる改善に努めるとともに、全国初のパイロットプロジェクトとして、市バス等の「市民優先価格」について、令和9年度中の実現に向け、全力で取り組む。
- 加えて、地下鉄烏丸線可動式ホーム柵の全駅設置等の安全対策の取組をはじめ、駅トイレのアップグレードプロジェクト、市バスのリアルタイム運行情報の発信、更なるキャッシュレス化の推進、バス待ち環境の充実、地下鉄の朝ラッシュや昼間時間帯における増便、四条駅へのエレベーターの新設等、市バス・地下鉄が満足度の高いものとなるよう、経営改善と安全対策、利便性向上に向けた取組を全力で推進する。

【提案・要望事項】**19 防災・減災対策事業に係る地方債の延長**

- 京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守るために必要な防災・減災対策に対し、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債といった交付税措置の手厚い地方債を措置いただいていること、特に、令和6年度までの時限措置であった緊急浚渫推進事業債について、令和11年度まで期限を延長いただいたことに御礼申し上げます。
- 他方、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債といった地方債は7年度までの時限措置であることを踏まえ、積極的な活用に努めてきたが、近年の災害は激甚化・頻発化しており、今後も想定される災害への対策を集中的に進めていくことが必要であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、期間を延長し、十分な実施期間を確保するとともに、継続して財政措置を講ずること。

地方債区分	現行	要望事項
緊急防災・減災事業債	交付税措置率：市負担の70% 措置期間：令和3年度～7年度	期間の延長
緊急自然災害防止対策事業債	交付税措置率：市負担の70% 措置期間：令和3年度～7年度	期間の延長

(2) 現状・課題

- 京都市では、この間、積極的に、消防指令センターの共同化、道路のり面对策等といった事業に上記地方債を活用し、市民のいのちと暮らしを守るための防災インフラの整備を進めてきた。実施できる事業量に限りがある中、最大限に取り組んできたものの、引き続き整備に取り組む必要がある状況。

<起債額の推移>

地方債区分	措置初年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
緊急防災・減災事業債	約0.1億円	約10.1億円	約26.7億円	約73.9億円
緊急自然災害防止対策事業債	約1.9億円	約7.3億円	約9.5億円	約15.8億円

※ 措置初年度：緊急防災（平成23年度）、緊急自然（令和元年度）。令和6及び7年度は当初予算数値

- 消防指令センターの共同化や国の次期総合防災情報システムなどとの連携を見据えた防災情報システムの更新整備、大規模な浸水被害の防止対策等、今後も緊急性・即効性の高い防災インフラを整備していくためには、交付税措置の手厚い同債の期限の延長が必要である。

＜今後の活用見込み＞

地方債区分	令和8～12年度 起債見込み	備考
緊急防災・減災事業債	約130億円	消防指令センターの整備、避難者の生活環境改善整備（空調、トイレ等）や橋りょうの耐震補強などの防災対策が必要
緊急自然災害防止対策事業債	約60億円	道路のり面、河川護岸や排水機場について、自然災害を防止するために、引き続き緊急対策が必要

【提案・要望事項】

20 安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進

- 1 国の財源（個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の十分な確保・拡充
- 2 国土強靱化実施中期計画の推進に必要な予算確保と初年度からの速やかな措置
- 3 計画的に社会基盤整備事業を進めるために必要となる、資材価格・人件費高騰等の影響を踏まえた予算の確保
- 4 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債（いずれも令和7年度まで）の継続

- 京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守る安心・安全なまちづくりや都市の成長戦略に資する社会基盤整備事業に対し、令和7年度は、国土交通省から前年度補正を含め126億円(国費)に上る補助金・交付金を措置していただいたことに御礼申し上げる。
- 資材価格、人件費が高騰しており、社会基盤整備事業を着実に推進するためには、安定的かつ十分な財源の確保が不可欠であることから、引き続き支援をお願いしたい。

(1) 京都市の主な取組

- 京都市では、個別補助事業や社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金を活用し、道路整備、無電柱化、橋りょう健全化、舗装修繕、治水対策、上下水道事業、住宅改良や土地区画整理など、安心・安全なまちづくりや成長戦略を推進する社会基盤整備事業を計画的に推進している。
- これまで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んできた。引き続き、激甚化する自然災害に備えるため、5か年加速化対策を上回る事業規模とされる、国土強靱化実施中期計画に基づき、取組の更なる推進を図る。
- 防災・減災対策を推進するため創設された、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を活用し、橋りょうの耐震補強及び道路のり面対策等の防災・減災対策を実施している。

〈現在取り組んでいる事業〉



道路整備（向日町上烏羽線等）



無電柱化（後院通）
(5か年加速化対策事業)

【提案・要望事項】市・府共同提案

21 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

- 1 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた、早期の事業計画策定
- 2 滋賀京都連絡道路の計画段階評価の着実な推進と早期の事業化及び京都市と亀岡方面を結ぶ道路の実現に向けた総合的な検討
- 3 財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

- 国において、堀川通の短期対策を実施いただいた結果、一部の区間で速度改善が図られた。また、滋賀京都連絡道路が「計画段階評価を進めるための調査」の対象路線に選定され、計画の具体化に向けた検討がより一層進められることについて、御礼申し上げる。
- 広域的な道路ネットワークは空港や港を持たない京都市において、市民の暮らしや社会経済活動、災害時の輸送を支える重要な役割を担っており、引き続き取組を進めていただくようお願いしたい。

(1) 現状・課題

- 堀川通及び京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路については、国により令和3年度に策定された「近畿ブロック・新広域道路交通計画」において、広域道路ネットワーク路線として位置付けられたほか、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路5か年対策プログラム（近畿ブロック版）」において、計画段階評価着手に向けた調査を推進する路線としても位置付けられている。
- また、堀川通は、「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において、「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成30年1月に取りまとめられており、交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要である。
- 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路についても、同研究会において「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり、今後、取組を進めるに当たり、周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位、整備効果など、広域的な観点からの検討が必要である。
- 加えて、これらの実現に向けては、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、様々な整備手法の検討が必要である。



堀川通の交通状況
(JR 東海道本線交差部)



国道1号（京都・大津間）の大雨に伴う土砂流出による通行停止状況（令和3年8月、大津市追分町付近）
[出典：滋賀国道事務所X]

【提案・要望事項】

22 上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援

- 1 上下水道事業における国土強靱化のための財源の確保
- 2 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充及び補助率の引上げ
- 3 下水道事業に対する地方財政措置の適切な算定
- 4 上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の推進

- 国においては、これまで京都市が推進してきた上下水道施設の更新・耐震化等について、継続して支援をいただいていることに御礼申し上げる。
- 令和6年能登半島地震による被害や下水道管の破損に起因する道路陥没事故など上下水道施設の強靱化が求められる中、京都市においても優先度を考慮した老朽化対策・耐震化を実施している。しかしながら、今後も老朽化対策・耐震化を着実に推進し、将来にわたって市民の重要なライフラインを守り続けるために、国の支援が必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

1 上下水道事業における国土強靱化のための財源の確保

(1) 提案・要望

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進する中、上下水道事業における、激甚化する水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型の老朽化対策を着実に実施していくため、継続的・安定的に国の財源を確保すること。

(2) 現状・課題

- 国においては、5か年加速化対策後も、国土強靱化実施中期計画に基づき、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化を推進することとされている。
- 国土強靱化実施中期計画では、流域治水対策・地震対策とともに、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえて、老朽化対策も強力に推進することが示されている。
- 京都市においては、長期的に必要となる水道管路・下水管路の更新事業量の平準化を図り、計画的に事業を推進している。令和7年4月30日に発生した老朽配水管の破損による漏水事故を受け、老朽管更新事業の重要性が広く再認識される中、令和10年度以降、現行プラン(R5-R9)から事業量及び事業費を増加し、老朽管の更新・耐震化を着実に進めていくこととしている。
- 上下水道施設は、国民生活・社会経済活動を支える重要なインフラであり、着実に整備を実施するに当たっては継続的・安定的な国の支援が不可欠である。

<参考1：今後の水道管・下水道管の事業量及び事業費の見通し>



<参考 2 : 令和 7 年 4 月 30 日発生 の漏水事故 の概要>

発生場所	下京区塩竈町（五条高倉交差点）
漏水の発生原因	口径 300mm の配水管（昭和 34 年布設。鑄鉄製）が老朽化により破損したため漏水
断水及び濁水の影響範囲	給水ルート の切替えにより給水の継続が可能であったため、断水は生じていない。 一方で、最大 6,500 件に濁水が生じるおそれがあったため、広報車による現地広報及び給水車による応急給水を行った。



2 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充及び補助率の引上げ

(1) 提案・要望

- 現行の国庫補助事業である「水道アセットマネジメント等推進事業（水道管路緊急改善事業）」の対象施設（配水支管）の拡充及び補助率の引上げを行うこと。

<参考 3 : 水道管路更新に係る国庫補助事業>

水道アセットマネジメント等推進事業 （水道管路緊急改善事業） 【補助率：1 / 4】	・布設後 40 年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管*、ダクタイル鑄鉄管*、ポリエチレン管、鋼管*であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に限る。 ※ 耐震性の低い継手を有するものに限る
--	---

(2) 現状・課題

- 京都市では、耐震性の劣る初期ダクタイル鑄鉄管を中心とした老朽配水管の更新について、段階的に更新ペースを引き上げ、全国平均よりも高い水準を維持しながら、耐震化も考慮した配水管の計画的な更新に取り組んでいる。
- また、昭和 40 年代から 50 年代初めにかけて布設した大量の配水管が、順次、更新時期を迎えるため、長期的な更新需要を検討した結果、事業量・事業費の平準化を図っても、管路更新の事業費は、令和 10 年度以降、現在の事業費を上回る水準となる見通しである。

- 更新事業には、多額の事業費を要するものの、収益の増加に結びつかないため、既に多額の企業債残高を有している京都市の水道事業会計にとっては非常に大きな負担となっている。
- しかし、国の「水道アセットマネジメント等推進事業（水道管路緊急改善事業）」においては、対象施設が基幹管路のみとなっており、本市の更新対象の大部分を占める配水支管については、同事業の対象外となっている。また、同事業の補助事業の国費率については、公共下水道事業の国費率（1／2）と比べ、低い水準となっている。
- 今後も全国平均を大きく上回るペースで更新を行うにあたり、最大限の努力を行った上でもなお、厳しい経営環境が継続する見通しであることから、老朽化対策である配水支管の更新に対して支援をお願いする。

<参考4：水道配水管の老朽管更新事業費等>

		中期経営プラン (2008-2012) <実績>	中期経営プラン (2013-2017) <実績>	中期経営プラン (2018-2022) <実績>	中期経営プラン (2023-2027) <計画>
配水本管 (φ350mm 以上)	更新延長 (km)	2.9	11.3	11.2	14.8
	事業費 (億円)	18.4	45.8	97.2	123.3
配水支管 (φ300mm 以下)	更新延長 (km)	48.6	100.6	270.6	240.2
	事業費 (億円)	115.1	204.0	528.1	541.5
配水管全体 (本管 +支管)	更新延長 (km)	51.5	111.9	281.8	255.0
	事業費 (億円)	133.5	249.8	625.3	664.8
管路の 更新率	(%)	0.5	0.9	1.3	1.2

3 下水道事業に対する地方財政措置の適切な算定

(1) 提案・要望

- 下水道事業に対する地方財政措置において想定されている公費割合が実態に即したものとなるよう見直すこと。

(2) 現状・課題

- 下水道事業債元利償還金に対し、雨水は公費・汚水は私費（使用料）負担という原則に基づき、資本費に占める雨水の割合に対して交付税措置が講じられているが、国の基準に定める公費割合（京都市：49%）と京都市の実態（58.9%）に乖離が生じている。
- これは、京都市において、雨水整備を積極的に進めてきたことによるものと認識しているが、こうした実態を踏まえた措置となるよう見直しを求める。

<参考5：令和5年度都市浸水対策達成率>

	京都市	全国平均	備考
都市浸水対策達成率	91%	62%	全国平均を大きく上回りトップ水準

4 上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の促進

(1) 提案・要望

- 上下水道施設の管理・更新における技術的諸課題の解決を図るため、国において主導的な役割を果たすとともに、老朽化対策・耐震化等の強靱化に向けた新技術等の調査・研究・導入・普及に対して支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、上下水道施設を適切に管理・更新するため、下水道管内の写真を画像認識 AI により劣化判定する技術など、新技術に関する調査研究を実施している。
- 施設の老朽化対策・耐震化や、水道・下水道技術者の減少などの課題に対処するためには、新技術等の調査研究の更なる推進が必要であるとともに、技術的に管理・更新が困難な箇所に対する新たな調査手法の開発が求められる。
- 国においては、令和6年度補正予算から上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費が創設された他、令和7年3月に「上下水道 DX 技術カタログ」が策定され、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に向けたデジタル技術の導入を後押しする取組が進められている。
- これらの取組を実際の現場に導入するためには、技術面・運用面においてノウハウが乏しいため、実装には様々な課題があるのが現状である。
- 引き続き、これらの技術の導入促進や新技術の開発（流量の多い大口径管の更新技術等）に向けて主導的な役割をお願いしたい。

【提案・要望事項】

23 避難所等の安心安全な環境の確保に向けた総合的かつ恒久的な支援制度の創設、及び福祉的支援の強化

- 京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守る防災・減災対策に対し、緊急防災・減災事業債等の交付税措置の手厚い地方債を措置いただいていることや、令和6年度の補正予算として「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を新設いただいたことに御礼申し上げます。
- 京都市では、新たな交付金等を活用し、指定避難所への段ボールベッドや間仕切りテントの整備の拡充や、緊急防災・減災事業債を適用することができない個別の協定による福祉避難所事前指定施設に対する資機材の購入補助など、新たな取組を進めている。
- 上記のとおり、避難所の環境改善に向けた取組を推進しているところではあるが、引き続き、いのちと暮らしを守る避難所の環境整備を推進するため、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 避難所等の安心安全な環境の確保のため、避難所運営用資機材（避難所等に整備するパーティションや段ボールベッド等）の購入費用に限らず、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の購入費用や、民間倉庫の借上げを含む備蓄物資の管理に要する費用等も対象とする総合的かつ恒久的な支援制度を創設すること。
- 制度の構築に当たっては、指定避難所や指定緊急避難場所に限らず、帰宅困難者等の一時滞在施設や、個別の協定による福祉避難所等を含めた制度とすること。
- 人工呼吸器使用者等が、ライフライン途絶時においても生命維持ができるよう、発電・蓄電が可能な非常用電源設備の購入費用を助成すること。

(2) 現状・課題

- 上記のとおり「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」及び緊急防災・減災事業債を活用した取組を進めているが、当該交付金の額（補助率1/2、政令指定都市の上限額は5千万円）が不十分であるため、福祉避難所については、10年間かけて各施設への備蓄を行うこととしている。
- また、当該交付金は、民間倉庫の借上げを含む備蓄物資の管理に関する費用等が対象外であることや、可搬式空調機など避難所の生活環境の改善の観点で導入するものであっても取得価額が10万円未満であれば対象外となっているため、施設の状況に応じた備蓄物資を柔軟に備えることが困難であるなど、課題がある。
- また、人工呼吸器使用者等は、機器の移動が必要となること等から、発災時に直ちに避難ができず、医療機関への移送にも調整に時間を要する可能性がある。このため、在宅避難を余儀なくされる場合が想定され、生命維持のため、長時間の停電を想定した備えが不可欠であり、外部バッテリーの装備に加え、発電・蓄電が可能な非常用電源設備を確保しておくことが重要であるが、高額であるため普及しにくいことが課題である。

- 国においては、発災時に、人工呼吸器使用者へ貸し出すための非常用電源設備を購入した医療機関への助成を実施しているが、貸出可能数に限りがあるため、大規模災害による広範囲かつ長時間の停電も想定し、個人による非常用電源設備の備えが普及するよう、支援する必要がある。

(3) 京都市の取組

ア 令和6年度2月補正予算

- 避難生活環境の向上 (360,000 千円)

「新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)」及び緊急防災・減災事業債を活用し、以下の事業を実施

- ・ 指定避難所の資機材の購入
避難生活に特に配慮が必要な方を対象に段ボールベッド、間仕切りテント各3,000個を整備
- ・ 福祉避難所の環境整備
福祉避難所の状況に応じた備蓄物資及び設備を確保
- ① 備蓄食料品や紙おむつなどの消耗品
整備期間：5年間、6年目から更新
対象施設：すべての福祉避難所事前指定施設(全294施設)
補助上限：受入想定人数10名につき1万円(受入想定人数91名以上は同額)
- ② パーティション類や段ボールベッド類
整備期間：10年間
対象施設：通所系の事前指定施設及び直接避難導入済みの事前指定施設(約220施設)
補助上限：受入想定人数1名につき3万5千円
- ③ 非常用発電機等及び可搬式空調機器類
整備期間：10年間
対象施設：すべての福祉避難所事前指定施設(全294施設)
補助上限：1施設につき55万円

イ 令和7年度当初予算

- 在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業(10,000千円、市単費)
在宅で人工呼吸器を使用する方にとって必要不可欠である電源を確保し、災害発生等の非常時にも生命を守り生活を継続できるよう、発電・蓄電が可能な非常用電源装置の購入費用を助成

【提案・要望事項】**24 密集市街地・細街路の対策に対する国の支援の充実**

- これまで京都市が推進してきた住宅市街地総合整備事業、狭あい道路整備等促進事業及び都市防災総合推進事業における密集市街地対策や細街路対策について、継続して支援をいただいたことに御礼申し上げます。
- 国においては、令和8年3月頃に予定している住生活基本計画（全国計画）の中間見直しにて、狭あい道路整備の新たな目標が設定される見込みである。これに呼応するためにも、地震時等に著しく危険な密集市街地やその他の重点エリアにおける細街路対策について、地方公共団体の対策の加速化にさらなる御支援をいただきたい。

(1) 提案・要望

- 狭あい道路整備等促進事業について、民間事業者に対する地方公共団体の補助事業への国費の補助率を、地震時等に著しく危険な密集市街地やその他の重点エリアにおいては1/3から1/2へと引き上げること。
- 袋路等における緊急避難経路を整備する京都市独自の事業について、基幹事業に位置付けるとともに、国費の補助率を1/3から1/2へと引き上げること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、能登半島地震を契機として、密集市街地に多く存在する細街路の拡幅整備を推進するため、令和6年度に「密集市街地のこみち改善事業」を創設した。
- この事業は、建築基準法第42条第2項の規定による指定を受けた道路について、道路中心線から2mの範囲の土地の寄付を受けて、道路を拡幅整備し、京都市が道路法の道路として維持管理するものであり、民間事業者が拡幅整備する場合にあっては、京都市がその費用の全額を補助する事業である。
- また、袋路等（その一端のみが道路に接続した細街路や幅員が著しく狭い細街路など）について、地震等の災害時における避難困難性を改善させるために、行き止まりの終端部に緊急時の避難扉の設置や、隣接敷地を經由して避難する経路の整備等に要する費用の全額を補助する「緊急避難経路整備事業」を実施している。
- 歴史都市京都は、幅員4m未満の細街路が市内に約13,000本（延長約940km）存在し、都心部には密集市街地（約730ha）が広く分布するため、地震等の災害時には避難、消火、救助に支障をきたすとともに、火災時の延焼拡大につながるなど、都市防災上の課題を抱えている。
- 幅員1.8m未満の袋路は、建築基準法第42条第2項の規定による指定を受けていない通路であり、市内に約1,600本（延長約62km）存在する。無接道敷地の建替や大規模修繕が困難であるため、耐震防火の性能が低い木造建築物の改善が進まず、老朽化や空家化が進行している。
- 袋路における2方向避難の確保（避難安全上の措置）と建築基準法の特例規定の活用により、再建築が困難な路地の再生を促進し、歴史都市京都の魅力を守りながら、路地やまちの防災安全性を向上させる必要がある。

【提案・要望事項】**25 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承の推進に向けた税制の充実や見直し等**

- 1 歴史的建築物に係る課税標準の特例措置の創設・拡充（相続税、固定資産税、都市計画税）及び納税猶予制度の創設（相続税）
- 2 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）における歴史的建築物に係る取扱いの見直し

○ 国民共通の資産・国民的財産である歴史的建築物を適切に保全し、着実に次世代へ継承していくために、以下のとおりお願いしたい。

1 歴史的建築物に係る課税標準の特例措置の創設・拡充（相続税、固定資産税、都市計画税）及び納税猶予制度の創設（相続税）**(1) 提案・要望****【相続税】**

- ① 登録有形文化財、伝統的建造物、景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物について、課税標準の控除割合を100分の30から100分の50に拡充
- ② 地方公共団体が独自条例に基づき保全を図っている建築物について、相続税評価額の軽減措置の創設（登録有形文化財等に係る財産評価における軽減措置の対象に追加）
- ③ 登録有形文化財、伝統的建造物、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、地方公共団体が指定又は登録している有形文化財及び地方公共団体が独自条例に基づき保全を図っている建築物について、納税猶予制度の創設

【固定資産税及び都市計画税】

- ④ 登録有形文化財及び伝統的建造物について、課税標準の特例措置又は非課税の対象に、土地を追加
- ⑤ 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、地方公共団体が指定又は登録している有形文化財及び地方公共団体が独自条例に基づき保全を図っている建築物について、課税標準の特例措置の創設

		相続税の軽減措置		固定資産税及び都市計画税の軽減措置	
		現行	要望	現行	要望
国	国登録文化財	家屋・土地 控除率 30%	①軽減措置の充実 (例：30%→50%) ③納税猶予の創設	家屋 控除率 50%	④軽減措置の充実 (例：土地を対象とする)
	伝統的建造物			家屋 非課税	
	景観重要建造物 歴史的風致形成建造物			なし	⑤軽減措置の創設
市	市指定文化財 市登録文化財	家屋・土地 一部減額	①軽減措置の充実 ③納税猶予の創設	なし (市指定は市 独自に免除)	⑤軽減措置の創設
	重要京町家 歴史的意匠建造物 界わい景観建造物	なし	②軽減措置の創設 ③納税猶予の創設	なし	

(2) 要望の背景

- 文化財をはじめとする歴史的建築物やこれらから成る良好な景観の保全・継承は高い公益性を有し、全国的に幅広く保全・継承が図られているものの、対象となる建築物は個人の財産であることから、維持修繕費や改修費、相続税、固定資産税の負担など、所有者の経済的事情を背景に、貴重な歴史的建築物が解体されるケースは後を絶たない。
- また、歴史的建築物の価値を適切に保全するため、所有者は土地利用等について一定の制約を受けることとなることから、制約を受ける所有者の負担を軽減し、保全・継承に一層協力いただけるよう必要な措置を講じる必要がある。

2 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）における取扱いの見直し

(1) 提案・要望

空き家の歴史的建築物（京町家等）を相続した場合において、譲渡所得税控除の適用を受けるための要件の緩和（耐震基準の緩和等）について、以下①及び②のとおり適用条件を変更すること。

- ① 歴史的建築物を除却せずに譲渡した場合は耐震基準の適合に係る要件を緩和
- ② 歴史的建築物を除却して譲渡した場合は特例措置の対象外に

(2) 要望の背景

歴史的建築物は、建築基準法が施行された昭和25年以前に建築されたものも多く、当該特例措置の適用を受けるための要件である耐震改修（耐震基準への適合）のハードルが高いことから除却につながる可能性があるため、当該特例措置によって歴史的建築物の除却が進むことがないよう、要件の見直しが必要である。

3 京都市における現状・課題

- 京都市では、平成28年度の調査で、京町家が毎年1.68%（年間約800軒）の割合で滅失しており、その保全・継承が重要な課題となっている。
- そのため、建築基準法の適用を除外する条例を施行するとともに、平成29年に制定した「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（京町家条例）の下、重要な京町家等を指定する制度や解体に係る事前届出制度の創設、民間事業者と連携した活用希望者マッチング制度の運用と併せ、改修費や維持修繕費の一部を補助し、所有者の経済的負担を軽減するなど、総合的な取組を行ってきたが、令和6年度の調査では、毎年1.73%（年間約700軒）の割合で京町家が滅失しており、滅失に歯止めが掛かっていない状況を改めて確認した。
- 所有者等へのアンケート調査でも、京町家を維持していくに当たっての課題として、約半数程度の方が相続税と固定資産税の負担を挙げており、相続や維持管理における負担をきっかけに滅失するケースも多いことから、その対策を講じなければならない状況となっている。

【提案・要望事項】

- 26 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、
京都刑務所（山科区、敷地10万7千㎡、地下鉄柳辻駅徒歩5分）
京都拘置所（伏見区、敷地2万7千㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
京都運輸支局（伏見区、敷地2万㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
など、国有地の有効活用の検討

1 提案・要望

- 3施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めること。

2 京都刑務所（現在地への設置から90年以上が経過）

(1) 現状

- 施設の設置当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
- 地下鉄東西線の開通(平成9年)、京都高速油小路線(現第二京阪道路)の開通(平成23年)、新十条通(稲荷山トンネル)の開通(平成20年)・無料化(平成31年)により、交通利便性が格段に向上。



(2) 京都市の取組

- 「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の策定。刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示(平成31年2月)。
⇒ 策定に当たり実施した市民意見募集において、約7割の肯定的な意見。
- 施設に近接する外環状線の沿道において、若者・子育て世代のニーズに合った居住環境の創出に向け、沿道空間の魅力向上に資する場合は高さ規制を無制限にするなどの都市計画の見直しを実施(令和5年4月)。
- 活力あふれる、住み継がれるまちを目指し、山科・醍醐地域の活性化に全庁体制で取り組む「山科・醍醐プロジェクト(プロジェクト名:meetus(ミーツ)山科・醍醐)」を始動(令和6年4月)。

3 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から50年以上が経過）

※ 京都運輸支局の活用にあたっては、周辺関連施設も含めた一体的な検討が必要。

(1) 現状

- 地下鉄烏丸線の延伸（昭和63年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成23年）により、交通利便性が格段に向上。

(2) 京都市の取組

- 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

- 「ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案」を策定。まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示（令和2年3月）。
 - ⇒ 策定に当たり実施した事業者アンケートにおいて、約4割が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答。
 - ⇒ 策定に当たり実施した市民意見募集において、約9割の肯定的な意見。

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ らくなん進都内外の企業の新規拠点 ・ インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の研究機関、民間研究施設 ・ レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等

- 両施設を含む「らくなん進都（鴨川以北）」において、オフィスや研究開発機能の集積に向け、容積率を最大1,000%に引き上げるなどの都市計画の見直しを実施し、らくなん進都（鴨川以北）に新たなビジネス拠点を創出する「京都サウスベクトル」を始動（令和5年4月）。

【提案・要望事項】市・府共同提案

27 北陸新幹線延伸計画における「地下水への影響」、「建設発生土への対応」、「工事車両による交通渋滞」、「市財政への影響」の4つの懸念や、「文化・歴史的建造物等への影響」の課題について、市民の体感的な理解・納得を得ること

(1) 提案・要望

- 北陸新幹線延伸計画においては、「地下水への影響」、「建設発生土への対応」、「工事車両による交通渋滞」、「市財政への影響」の4つの懸念や、「文化・歴史的建造物等への影響」の課題について、市民の体感的な理解・納得を得ること。
- 特に地下水への影響については、市民や事業者の体感的な納得を得ることが重要であり、慎重かつ丁寧な対応に努めること。
- 地方の財政負担については、地域の実情を十分に勘案し、これまでの負担の在り方に捉われることなく、負担の最小化を図ること。また、地方の財政規模に対する建設費負担の割合なども踏まえ、地方に過度の負担が生じないように、国家プロジェクトとして十分な財政措置を講じること。

(2) 現状・課題

- 本事業については、国家的事業としての意義については十分理解しているものの、これまでから京都市が主張している4つの懸念に加えて「文化・歴史的建造物等への影響」など、市民の懸念や不安を払拭することなしに事業が進むことは考えられない。
- 特に地下水については、過去の地下トンネル工事において、地下水の水質や水量に影響が出る事案が発生しており、今なお当時の記憶を鮮明に残す市民の方々が数多くおられる状況である。そうした方々も含め、市民の体感的な理解・納得を得ることは不可欠である。
- 京都のまちは、地下水をはじめとする自然環境によって支えられてきた。豊かで質の良い地下水は、酒造りをはじめとする食文化に限らず、あらゆる産業、くらしの中で今もなお日々使われている。地下水をはじめとする自然環境への影響については、しっかりと科学的根拠に基づき、市民の体感的な理解・納得を得られるまで、慎重かつ丁寧な対応に努めるなど、特段の配慮が必要である。
- 計画では、京都市内のほとんどが地下を通過する予定となっており、長大な地下トンネル整備に伴い、膨大な建設発生土が発生することが見込まれている。膨大な量の土砂を処分できる処分地を確保できるのかどうか、また、要対策土の処理方法等について懸念がある。
- 京都は国内外から多くの観光客が訪れる国内きっての観光都市であり、現状においても市内各所において慢性的な交通渋滞が発生している。長期にわたる大量の工事車両の往来は、市内交通網に大きな負担を強いることとなり、市民のくらしや経済活動に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

- 本市においては、既に東海道新幹線が整備されており、これまで新幹線がない地域において整備されてきた、地元要望型の新幹線整備とは実情が異なっていることから、従来の制度に捉われることなく、地域の実情に応じた地方負担の在り方を検討することが不可欠だと考えている。
- また、今回の計画では、京都市内のほとんどの区間において、『工事単価の高い』地下工事が実施される予定となっており、物価高騰や建設業界での週休二日制の広がりを受けた工期の長期化なども相まって、建設費はこれまでの新幹線整備では経験がないレベルにまで高騰することが懸念される。
- 過去の整備新幹線事業において、新幹線整備に係る建設費が、各地方の財政にどの程度の負担を与えていたのか（地方財政規模に対する建設費負担の割合）なども踏まえ、地方に過度の負担が生じないように、国家プロジェクトとして十分な財政措置を講じることも必要である。

(こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省)

【提案・要望事項】

28 原油価格・物価高騰等を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実

- 1 国庫補助負担金の算定基礎への物価上昇分の反映
- 2 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援
- 3 地域公共交通事業者等に対する支援
- 4 社会福祉施設や医療機関等に対する支援
- 5 子育て世帯に対する支援

- 原油価格・物価高騰に対し、国においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等により、地方自治体を支援いただいたことに御礼申し上げます。
- 当該交付金等を最大限活用し、京都経済は全体として持ち直しの傾向にあるが、物価高騰等が長期化し、米国の関税政策による先行き不透明感も高まる中、引き続き、事業者や市民生活の下支え等が欠かせないため、以下のとおりお願いしたい。

1 国庫補助負担金の算定基礎への物価上昇分の反映

(1) 提案・要望

- 物価高騰等への対応に当たっては、物価上昇分を国庫補助負担金の算定基礎に時機を逸さず反映したうえで、地方自治体の独自施策として実施すべき部分は地方向け交付金を措置すること。

2 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援

(1) 提案・要望

- 物価高騰や米国の関税政策等の影響を踏まえた、幅広い業種を対象とする申請・活用しやすい支援制度の構築や要件緩和、及び小規模事業者持続化補助金など国が実施してきた支援策を継続・充実・再実施すること。
- 燃料油をはじめ、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者に対する指導と監視の徹底に加え、受注企業が実際に価格転嫁できる環境づくりなど、中小企業等を取り巻く環境整備に取り組むこと。
- 市場関係者をはじめ、中間流通業者の安定経営を図るための財政支援を行うこと。

3 地域公共交通事業者等に対する支援

(1) 提案・要望

- 燃料油価格の高騰に対しては、情勢が落ち着くまでの当面の間、国による激変緩和措置を継続・拡充するとともに、新たに市バス・民間バスをはじめ、地域公共交通事業者等に対する補助制度を創設し、更なる支援を行うこと。

4 社会福祉施設や医療機関等に対する支援

(1) 提案・要望

- 社会福祉施設や医療機関等について、令和6年度に報酬単価や公定価格等が改定されたが、改定後も物価の上昇が続いていること等を踏まえ、影響を速やかに調査し、必要に応じて追加の財政措置を行うこと。

5 子育て世帯に対する支援

(1) 提案・要望

- 保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや分量を保った学校給食を実施するためにも、学校給食用の食材費高騰に対する財政支援を継続すること。

6 京都市の取組

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も活用しながら、原油価格や物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減を実施している。

総額：82,222 百万円

※ 令和4年度から令和7年度（令和6、7年度は予算額）

<主な取組内容>

- ・ 中小企業や小規模事業者等の事業活動継続に向けた支援（5,981 百万円）
- ・ 福祉、子育て施設における運営費に対する支援（5,450 百万円）
- ・ 地域公共交通等の運行維持に向けた支援（2,003 百万円）
- ・ 学校給食費の保護者負担支援（1,540 百万円） など

【提案・要望事項】 市・府共同提案

29 米の生産者の持続可能な経営に向けた対策の強化

- 米の生産者は、過疎・高齢化による人手不足、気候変動、生産コストの高騰などにより経営状況が厳しい。そのような中、令和6年夏頃から消費者への米の販売価格が急激に上昇しており、消費者の米離れにつながる恐れがある。
- 米を大切な主食として維持していくためには、米の生産者の持続可能な経営が必要であることから、供給と価格の安定化、生産コストに見合った適正な価格形成などに向けた対策の強化をお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 米の供給と価格の安定化に向けて、高温による品質低下など予期できない供給量の減少リスクやインバウンドによる国内需要の増加などにも応えられる生産量を確保する需給見通しを示し、余剰分は輸出や備蓄米に向けるなど、安定した需給調整が可能な米政策への見直しを実施すること。
- 米の適正な価格形成に向けて、平地に比べ生産コストが高い中山間地域においても経営が成り立つよう、産地や規模を考慮したコスト指標を作成するとともに、安定的に取引される仕組みの構築など、法制度の実効ある運用を行うこと。
- 「水田活用の直接支払交付金」を、水田に限らず畑地を含めた作物ごとの生産性向上等への支援に転換する制度見直しに当たっては、地域実態に配慮し、地域振興作物の生産を対象に、支援の充実・強化を図る制度設計と予算確保に取り組むこと。

(2) 現状と課題

- 近年、過疎・高齢化に伴う人手不足により離農に至る生産者もあるなか、担い手が引き受けることで地域の農地が守られてきたが、特に耕作条件が不利な中山間地域では、担い手への負担が増大している。
- また、気候変動に伴う夏場の高温化や台風などの異常気象が常態化しており、収穫量や品質への悪影響が顕著に現れているほか、肥料や燃料などの生産コストの高騰などへの対応に米の生産者は苦慮している。
- そのような中、令和6年夏に店頭における主食用米が品薄の状態になって以降、消費者への米の販売価格が急激に上昇し、消費者の米離れにつながる恐れがある。
- 集荷業者による米の買取価格が上昇し、生産者の経営改善につながっているが、今後もこの価格が継続するのか不安の声があり、安心して経営を続けるためには、米の市場価格が生産コストに見合った価格で安定することが必要である。
- 国では、米の流通の円滑化を図るため、令和7年3月から、政府備蓄米を放出し、令和7年7月まで毎月実施される予定である。
- 国による現行制度として、水田を活用した麦、大豆、野菜等の生産を支援する「水田活用の直接支払交付金」があるが、令和9年度から対象農地を畑にも拡大し、作物ごとの生産性向上等への支援に転換する方向で、詳細の検討が進められている。
- 京都市では、令和7年度に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生産増・コスト低減等に資する機器や設備の導入及び修繕等を支援する事業を実施している。

【提案・要望一覧】

◎：説明用資料（4ページ以降）を参照

☆：市・府共同提案項目（提案・要望の大きな方向性が同じであり、市・府が共同して提案を行う事項）

① 持続可能な行財政の確立に向けた財源の確保等	
1	大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等 【内閣府】 【総務省】
◎	1-(1) 大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定 〈4ページ〉
	1-(2) 地方自治体の人材確保に向けた財政措置
	1-(3) 公共施設等適正管理推進事業債の公用施設等への対象拡大・恒久化
	1-(4) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
	1-(5) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合の拡充強化
	1-(6) 多様な大都市制度の実現や、それまでの国及び道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障
◎	2 国庫補助負担金の算定基礎への物価高上昇分の反映 〈92ページ〉
◎	3 更なるDXの推進による行政・公的サービスの高度化・効率化に向けた支援の拡充等 〈8ページ〉 【内閣官房】 【内閣府】 【デジタル庁】 【総務省】
	3-(1) デジタル活用推進事業債の対象拡充
	3-(2) 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装タイプ）の制度継続
	3-(3) 「自治体DX推進計画」に基づく地方財政措置の延長
	3-(4) デジタル活用推進支援事業の継続及び対象拡充
◎	4 市バス事業の持続可能な事業運営に向けた支援 〈70ページ〉 【総務省】 【国土交通省】
	4-(1) 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
	4-(2) 深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等
	4-(3) 公営企業債（脱炭素化推進事業）の制度継続
	4-(4) デジタル活用推進事業債の対象拡充

◎	5 地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援	<70ページ> 【総務省】 【国土交通省】
	5-(1) 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築	
	5-(2) 地下高速鉄道整備事業費補助の継続・対象拡充	
	5-(3) 公営企業債（脱炭素化推進事業）の制度継続	
◎	6 自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決	<58ページ> 【デジタル庁】 【総務省】
	6-(1) 大都市特有の事情も考慮した必要額の早急かつ全額措置	
	6-(2) 円滑かつ安全な移行を実現できるIT技術者確保の環境整備	
	7 戸籍・住民票の証明書のデジタル化に関する取組の一層の推進	【デジタル庁】 【総務省】 【法務省】
	7-(1) 証明書の職務上請求における請求手続のオンライン化の実現に向けた、適切な不正防止の仕組みを備え、8土業に共通かつ自治体が容易に利用できるシステムの整備	
	7-(2) 証明書の請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管の、W3Cが提唱するVC (Verifiable Credentials) の仕様によるデジタルでの一気通貫の実現に向けた法令やシステムの整備	
	8 マイナンバーカードの申請受付・交付体制確保に向けた確実な財政措置	【総務省】
	8-(1) マイナンバーカードの交付や更新等に係る体制を確保するための必要額の確保と確実な財政措置	
	8-(2) マイナポータル手続支援等の取組に関する必要経費の継続的かつ十分な財政措置	

② 教育・子育てへの支援と福祉・医療の充実

9 教育環境の充実		【総務省】 【文部科学省】 【スポーツ庁】 【文化庁】
◎	9-(1) 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善	<38ページ>
◎	9-(2) 精神疾患等により病気休職する教職員の増加を踏まえた基礎定数の改善等	<38ページ>
◎	9-(3) 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減	<38ページ>
◎	9-(4) 教職員の処遇改善及び適切な財政措置	<38ページ>
◎	9-(5) 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保(補正予算含む)	<38ページ>
◎	9-(6) 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等	<38ページ>
◎	9-(7) 国における小中学校の給食費無償化の早期実現	<38ページ>
◎	9-(8) 部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実等	<38ページ>
◎	9-(9) 食材費高騰に係る子育て世帯への支援の継続	<92ページ>
	9-(10) 不登校児童生徒支援のための校内教育支援センター支援員の配置拡大に向けた財政措置の拡充	
	9-(11) GIGAスクール構想の推進に対する財政支援等	
	9-(12) 小学校における教科担任制の導入に向けた教職員定数の確保及び教科担任制加配に係る資格要件の緩和	
	9-(13) 高等学校段階の不登校生徒及び病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の充実	
	9-(14) 遠距離通学費補助に係る財政支援の拡充	
	9-(15) 公立学校施設整備費負担金の認定時期早期化	

10 子ども・子育て支援の充実		【こども家庭庁】 【文部科学省】 【厚生労働省】
◎	10-(1) 保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善	<44ページ>
◎	10-(2) 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減	<44ページ>
◎	10-(3) 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実	<44ページ>
◎	10-(4) 自治体の財政力にかかわらない、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設	<44ページ>
◎	10-(5) こども誰でも通園制度の本格実施に向け、地域の実情に応じた柔軟な制度構築、及び委託単価の充実等の十分な財政支援	<44ページ>
◎	10-(6) 物価高騰を踏まえた児童福祉施設等の運営に対する支援	<92ページ>
	10-(7) 保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持	
	10-(8) 児童虐待防止対策等の更なる体制強化、里親等支援の充実（児童養護施設等と同等の措置費単価の設定等）	
	10-(9) 児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政措置（補助単価の引上げや職員の更なる処遇改善等）	
	10-(10) 子どもの貧困対策に関する財政支援の充実	
	10-(11) 児童扶養手当の財政支援の拡充や、こどもの生活・学習支援事業の改善	

11	福祉施策の更なる充実と十分な財政支援等	【厚生労働省】
◎	11-(1) 障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善	<54ページ>
◎	11-(2) 福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置	<54ページ>
◎	11-(3) 医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療従事者の確保に対する支援	<54ページ>
◎	11-(4) 物価高騰の影響を踏まえた社会福祉施設等に対する支援	<92ページ>
	11-(5) 保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持	
	11-(6) 障害者相談支援事業に係る消費税の取扱いの見直し	
	11-(7) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化、及びケースワーカーの人件費を含めた地方負担への財政支援	
	11-(8) 生活保護における適正な医療行為の給付に向けた、頻回受診や重複処方等過剰な医療行為を制限する仕組みの構築	
	11-(9) 生活困窮者自立支援制度に係る財政支援の拡充など、生活が困難な方を支える取組の充実	
	11-(10) アウトリーチによるひきこもり支援に係る財政支援の実施（上限額なし）、ひきこもり支援推進事業補助金の充実（生活困窮者自立相談支援事業と同じ負担率の適用）	
12	国民健康保険制度の抜本的な改革	【厚生労働省】
◎	12-(1) 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現、及び我が国の医療保険制度の将来像の提示	<50ページ>
◎	12-(2) 制度改革実現までの財政措置の拡充 ・国庫負担率の引き上げ ・国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充 ・特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充	<50ページ>
	12-(3) 障害者医療費等の地方単独事業の実施に伴う、国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置全廃	
	12-(4) 入国時等における厳格な審査の実施及び不正受給を防止する実効性のある仕組みの構築	
13	困難な問題を抱える女性や若者の居場所づくりへの支援の充実	【厚生労働省】

14	新型コロナウイルスワクチン接種に対する財政支援と保健医療体制の確保	【内閣官房】 【厚生労働省】
14-(1)	新型コロナウイルスワクチン接種に対する財政支援の実施及び臨時接種で生じた健康被害給付費の全額国費負担の継続	
14-(2)	今後の新興感染症に備えた保健所等の体制・機能強化のための財政支援等	
14-(3)	歯科保健医療提供体制の維持に向けた財政支援及び生涯を通じた歯科健診の具体的な方針の提示等	
14-(4)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定都市の役割の明確化、権限の強化	
③ 文化及び経済活動への支援、地方創生の推進		
◎ 15	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)の十分かつ安定的な予算確保など、「地方創生2.0」における地域の主体的な取組の支援	<12ページ> 【内閣官房】 【内閣府】
16	文化芸術に対する一層の支援等	【内閣官房】 【総務省】 【文部科学省】 【文化庁】 【観光庁】
◎ 16-(1)	メディア芸術ナショナル・センター構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け	<20ページ>
◎ 16-(2)	我が国の文化芸術やマンガ・アニメをはじめとするコンテンツ産業を支えるクリエイター志望者に対する支援	<20ページ>
◎ ☆ 16-(3)	オール京都による新たな夜の魅力や価値の創出・発信を一層推進するための支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援	<20ページ>
◎ ☆ 16-(4)	都道府県・市町村・文化財所有者等が実施する文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実及び、市指定文化財等の耐震対策事業に係る補助金の創設	<20ページ>
◎ ☆ 16-(5)	文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進	<20ページ>
◎ ☆ 16-(6)	国立文化財修理センター(仮称)の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等(国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院)の効果的な広報発信・相談機能の京都設置	<20ページ>
☆ 16-(7)	古典の日フォーラムの継続的な共同開催・古典の日の認知度向上と全国展開に向けた取組の推進	
16-(8)	文化行政の発展につなげるための、文化政策の発信力の強化	
16-(9)	京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援	

17	文化遺産の保存・活用に対する支援等 文化遺産の保存活用や防災対策のための財政支援（収蔵施設の新設・増改築等に対する、「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助」の活用等）、及び相続税の控除などの税制優遇の拡充 文化財保存活用地域計画に基づき、市町村が独自で実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援 無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度に係る着実な取組の推進、並びに国登録無形文化財及び無形民俗文化財の修理補助金の創設等による財政支援 和装（きもの文化）、華道、茶道、庭園文化等の「和の文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組・支援 琵琶湖疏水の魅力向上策への継続的な財政支援	【文化庁】
18	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実 ◎ 18-(1) 市民優先価格（市バス等）の実現に向けた支援 ◎ 18-(2) 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実 ◎ 18-(3) デジタル活用推進事業債の対象拡充 ◎ 18-(4) 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実 ◎ 18-(5) 国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用 ◎ 18-(6) 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援 ◎ 18-(7) 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援 ◎ 18-(8) バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等 ◎ 18-(9) MICEの誘致に向けた支援 18-(10) 混雑緩和のための事業者連携への支援、混雑の平準化の取組（MaaS等）への支援 18-(11) クルマ利用者の行動変容に係る取組強化への支援 18-(12) 上質なサービスを求めるインバウンドの誘致に向けた支援 18-(13) 観光の需要喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施に向けた支援の拡充等	【デジタル庁】 【総務省】 【文化庁】 【国土交通省】 【観光庁】

19	違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた、国における指導監督の徹底、地域の実情を踏まえた法制度への見直し	【国土交通省】 【観光庁】
19-(1)	国内外の仲介サイトの取締をはじめ、住宅宿泊仲介業者等への指導・監督の徹底	
19-(2)	更新制の許可制度の導入や法における条例委任の範囲拡大など、地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるような、法改正を視野に入れた課題の検討、制度見直し	
◎ 20	地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)の保全・継承の推進に向けた税制の充実や見直し等	<86ページ> 【文化庁】 【国土交通省】
20-(1)	歴史的建築物に係る課税標準の特例措置の創設・拡充(相続税、固定資産税、都市計画税)及び納税猶予制度の創設(相続税)	
20-(2)	空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)における歴史的建築物に係る取扱いの見直し	
21	国の指定する「伝統的工芸品」の指定拡大及び市指定の伝統産品に対する支援制度の創設	【経済産業省】
◎ ☆ 22	グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実	<28ページ> 【内閣府】 【経済産業省】 【中小企業庁】
22-(1)	グローバル拠点都市に認定された自治体のスタートアップ・エコシステムと海外のエコシステムをつなぐ支援	
22-(2)	ディープテックやインパクトスタートアップが集まる世界最大級の国際カンファレンスの京都での開催	
22-(3)	ディープテック・スタートアップ向けインキュベーション施設の設置	
◎ ☆ 23	「地方拠点強化税制」における「拡充型」の区域設定の見直しによる、本市全域への優遇対象拡大及び適用期限の延長	<30ページ> 【内閣府】
◎ 24	対日直接投資促進に向けた外国法人等の口座開設に対する支援	<32ページ> 【金融庁】
25	事業活動の下支えと経済回復を後押しする支援の充実	【経済産業省】 【中小企業庁】
◎ 25-(1)	物価高騰や米国の関税政策等の影響を踏まえた、幅広い業種を対象とする申請・活用しやすい支援制度の構築や要件緩和、及び小規模事業者持続化補助金など国が実施してきた支援策の継続・充実・再実施	<92ページ>
◎ 25-(2)	燃料油をはじめとする、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者への指導・監視の徹底などの環境整備	<92ページ>
25-(3)	民間金融機関による実質無利子・無保証料融資を含む借換保証制度の再開、及び条件変更に伴う追加の信用保証料への補助など、金融支援の更なる充実と事業者等の負担軽減に向けた支援	
25-(4)	地方自治体独自の取組に対する財政支援など、中小企業等のデジタル化やDXを一層推進する施策の充実	

	26	地域企業の担い手確保等への支援の充実	【厚生労働省】
	26-(1)	地域の実情を踏まえた「地域企業」の担い手確保・定着支援及び若者の就職支援をするための新たな交付金制度の創設	
	26-(2)	出向による新たな分野への円滑な労働移動を支援する制度（産業雇用安定助成金）の拡充	
	26-(3)	就職活動におけるハラスメントの防止対策の強化	
◎	27	中小企業が中堅企業へ成長するための支援の充実	<26ページ> 【経済産業省】
◎	28	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化	<26ページ> 【中小企業庁】
	28-(1)	事業承継に取り組む事業者の拡大	
	28-(2)	事業承継・M&A補助金及び金融支援の充実	
	28-(3)	後継者不在企業に対する支援	
	28-(4)	事業承継税制の活用促進	
	29	雇用対策の充実	【厚生労働省】
	29-(1)	非正規雇用労働者等の不安定な立場にある方への支援の充実	
	29-(2)	賃金の引上げに向けた事業者の生産性向上の取組等に対する支援の充実	
	30	森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出に係る手続きの円滑化	【林野庁】
◎ ☆	31	米の生産者の持続可能な経営に向けた対策の強化	<94ページ> 【農林水産省】
	32	安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市場の運営及び再整備に対する財政支援	【農林水産省】
◎	32-(1)	物価高等の影響を踏まえた、市場関係者をはじめとする中間流通業者に対する財政支援	<92ページ>
	32-(2)	中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実（補助率の引上げ等）	

33	<p>学生が安心して学べる環境づくりへの支援</p> <p>33-(1) 経済的な困難や不安を抱えている学生に対する、修学支援新制度や貸与型奨学金などの負担軽減策の充実</p> <p>33-(2) 大学等の留学生誘致活動に対する財政支援の充実や、留学生を積極的に雇用する中小企業に対する支援制度の創設など、留学生の受入から定着まで一貫した取組に対する支援の充実</p> <p>33-(3) 大学運営に必要な基盤的経費等に対する支援の充実(国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の更なる総額確保)</p> <p>33-(4) 特色化・機能強化に取り組む中小規模大学をはじめとする大学や大学間連携組織に対する財政支援の充実(私立大学等改革総合支援事業の更なる総額確保等)</p>	【文部科学省】
◎ 34	<p>京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討</p>	<p><88ページ> 【法務省】 【国土交通省】</p>
<p>④ 安心安全、環境にやさしいまちづくりの推進</p>		
35	<p>持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等</p> <p>◎ 35-(1) バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等 <64ページ></p> <p>◎ 35-(2) まちづくりと連動した「共創」の取組を強化するための予算枠の拡大 <64ページ></p> <p>◎ 35-(3) 地域の実情や課題を踏まえた、ライドシェア事業の制度の構築 <64ページ></p> <p>◎ 35-(4) 白タク行為への実行性のある対策の検討 <64ページ></p> <p>◎ 35-(5) 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実 <64ページ></p> <p>◎ 35-(6) 自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実 <64ページ></p> <p>◎ 35-(7) 物価高騰等の影響を踏まえたバス事業者等への支援の継続、地域公共交通事業者に対する支援の拡充 <92ページ></p>	<p>【総務省】 【国土交通省】</p>

	36	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進	【総務省】 【国土交通省】
◎	36-(1)	国の財源（個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の十分な確保・拡充	<76ページ>
◎	36-(2)	国土強靱化実施中期計画の推進に必要な予算確保と初年度からの速やかな措置	<76ページ>
◎	36-(3)	計画的に社会基盤整備事業を進めるために必要となる、資材価格・人件費高騰等の影響を踏まえた予算の確保	<76ページ>
◎	36-(4)	緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債（いずれも令和7年度まで）の継続	<76ページ>
	36-(5)	道路の防災機能強化、成長戦略を促進する整備への財政支援	
	36-(6)	局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進	
	37	活力ある南部地域のまちづくり（土地区画整理事業）への財政支援	【国土交通省】
	37-(1)	子育て世代が住みやすいまちの実現に取り組む伏見西部第四地区	
	37-(2)	企業立地促進に取り組む伏見西部第五地区	
◎	38	京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等	<34ページ> 【国土交通省】
◎	39	官民連携による都市再生を加速するための、都市再生緊急整備地域における税制特例の継続	<34ページ> 【国土交通省】
	40	地域の憩いの場となる公園再整備、グリーンインフラ推進のための財政支援	【国土交通省】
	40-(1)	老朽化した施設や巨木化した樹木の更新を含めた公園再整備への財政支援	
	40-(2)	グリーンインフラ推進に資する雨庭整備及び街路樹更新への財政支援	
◎	41	上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援	<78ページ> 【総務省】 【国土交通省】
	41-(1)	上下水道事業における国土強靱化のための財源の確保	
	41-(2)	水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充及び補助率の引上げ	
	41-(3)	下水道事業に対する地方財政措置の適切な算定	
	41-(4)	上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の推進	

◎ ☆ 42	将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	<77ページ> 【国土交通省】
42-(1)	堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた、早期の事業計画策定	
42-(2)	滋賀京都連絡道路の計画段階評価の着実な推進と早期の事業化及び京都市と亀岡方面を結ぶ道路の実現に向けた総合的な検討	
42-(3)	財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫	
43	着実かつ迅速な無電柱化の推進	【国土交通省】
43-(1)	国による十分かつ安定的な財政支援	
43-(2)	国の働きかけによる更なる無電柱化推進のための技術開発の促進（地上機器の小型化など）	
43-(3)	国直轄事業における継続的な無電柱化事業の推進及び早期効果発現	
◎ 44	密集市街地・細街路対策に対する国の支援の充実	<84ページ> 【国土交通省】
45	防災・減災対策の充実や被災者支援体制の強化	【内閣府】 【総務省】 【厚生労働省】
◎ 45-(1)	緊急防災・減災事業債等の延長	<74ページ>
◎ 45-(2)	避難所等の安心安全な環境の確保に向けた支援制度の創設	<82ページ>
◎ 45-(3)	福祉避難所等の環境整備に係る財政措置について	<82ページ>
46	原子力災害対策の強化に向けた緊急時モニタリング体制の整備及び避難道路・屋内退避場所の整備など関係周辺自治体への財政支援の拡充（電源立地地域対策交付金等の対象自治体拡充等）	【内閣府】 【原子力規制委員会】
47	都市部の住宅密集地における円滑な地籍調査に向けた積算基準の見直し	【国土交通省】
◎ 48	2050年カーボンニュートラルに向けた取組の強化	<60ページ> 【資源エネルギー庁】 【環境省】
49	2050年までの脱炭素社会構築に向けた抜本的な転換を促進する取組の支援等	【総務省】 【資源エネルギー庁】 【農林水産省】
◎ 50	生物多様性の保全及び持続可能な利用の裾野拡大に向けた支援	<60ページ> 【環境省】
◎ 51	ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る交付率嵩上げ要件の拡充	<60ページ> 【環境省】
◎ 52	良好なまちなみ・生活環境の維持のため、多様な主体が一体となって行う取組に対する支援	<60ページ> 【環境省】

⑤ 国土の調和ある発展

◎ ☆ 53

北陸新幹線延伸計画における「地下水への影響」、「建設発生土への対応」、「工事車両による交通渋滞」、「市財政への影響」の4つの懸念や、「文化・歴史的建造物等への影響」の課題について市民の体感的な理解・納得を得ること

<90ページ>
【国土交通省】

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当

TEL 075-222-3035

FAX 075-213-1066

令和7年6月発行 京都市印刷物 第070767号